

吳士鑑「晉書斟注序」譯註稿

赤羽奈津子
猪俣 貴幸

はじめに

『晉書斟注』一三〇卷は、清末の吳士鑑・劉承幹による『晉書』の注釋書である。^①この注釋は『史記』や『文選』に附されたような訓詁を中心とした語注ではなく、それぞれの部分の校證に重きを置いている。それは、本書の「斟注」というタイトルからも見てとれる。「斟注」の「斟」字を『說文解字』では「斗斛を平らかにす。量なり。斗に从ふ、萇の聲」といい、もとは斗斛の量が正しいか否かをはかるといふ意味であり、これに段玉裁は、

月令に、「斗甬を角る」、「權槩を正す」と。鄭注に、「角・正、皆な之を平らかにするを謂ふなり」と。角、斟の段借字なり。

という。すなわち『禮記』月令における「角」の用法に關する鄭玄注に依據して、「角」は「斟」の假借字であるといふのである。ただ、段玉裁は、

今、俗に之を校と謂ふ。音は教の如し。因りて校讎と書すに字、此に作る者有り。音義近しと雖も、亦た大いに奇を好むなり。

と當時、「校讎」をいうのに奇を銜つてわざわざ「對讎」と書く例をあげている。すなわち、「對注」とは「校注」をいい、史料の校勘・考證を注記したものである。ひとたび『晉書對注』を繕けば、この名付けにも領けようというものである。^③

唐修『晉書』の成立と評價の低さ

さて、二十四史の一つに数えられる房玄齡ら奉敕撰の『晉書』（以降、唐修『晉書』）は、その名の如く西晉・東晉および五胡諸國の歴史を編纂したものである。東晉の滅亡より久しくして、唐の太宗朝にこの書が成った背景を、貞觀二十（六四六）年閏二月の「晉書を修するの詔」では以下のようにいう。^④

沮誦攝官の後、伯陽載筆の前より、列代の史臣は、皆な刪著有り。仲尼は修めて櫛を採り、倚相は誦して丘・墳を闡かにす。降るに西京より、班・馬は其の茂實を騰ぐ。東漢に逮びて、范・謝は其の芳聲を振る。叢爾たる當塗すら、陳壽其の國志を敷く。眇なる有宋すら、沈約其の帝籍を裁す。梁陳高氏の若きに至りては、朕、勅成を命じ、惟れ周及び隋も、亦た甄録を同にす。善を彰かにし惡を瘴にし、一代の清芬を振はし、徳を褒め凶を懲らし、百王の令典を備へざる莫し。

まずは、沮誦（黃帝の史官）・伯陽（舜の七友）・仲尼（孔子）・倚相（春秋楚國の左史）ら歴代の史官の事蹟を連ねた上で、前漢の歴史を司馬遷・班固が、後漢のそれを范曄・謝承らが遺したことを頌える。王朝としての命脈の短い曹魏や劉宋すら、陳壽『三國志』や沈約『宋書』があり、南朝の『梁書』・『陳書』、北朝の『北齊書』（高氏）・『周書』・『隋書』は、「朕」すなわち太宗が編纂を命じて備えしめたことを記す。つづいて、

唯れ晉氏の運を膺け、制を中原に有ち、上は帝玄石の圖を啓き、下は武黃星の徳に代はる。中朝鼎謝するに及び、江右に嗣興こり、並びに寰區に宅し、徽號を累重し、以て英麗なる筆を飛ばし、將て方書を美すに足る。但だ十有八家、記注を存すると雖も、而れども才は良史に非ず、事は實録を虧く。榮緒は煩にして要寡なく、行思は勞にして功少なし。叔寧は課虛にして、滋味は畫餅に同じく、子雲は學海なるも、涓滴は涸流に堙もる。處叔は中興に預からず、法盛は創業に通ずる莫し。干・陸・曹・鄧に洎びて、略ぼ帝王を紀す。鸞・盛・廣・謙、纔かに載記を編ずるのみ。其の文は既野、其の事は罕傳。遂に典午清塵をして、遺芳を簡冊に韞つづましめ、金行曩誌をして、繼美を驪駟に闕かしむ。遐想すること寂寥に、深く歎息を爲す。

宜しく修國史所をして更めて『晉書』を撰せしむべし。舊文を詮次し、義類を裁成し、夫の湮落の語をして、咸な發明せしめよ。其れ須ふるところは五代史を修するの故事に依るべし。若し學士少なくんば、亦た事を量りて追取せよ。

前段で見た「善を彰かにし惡を焠にし、一代の清芬を振はし、徳を褒め凶を懲らす、百王の令典を備へ」る史書が、南北各朝にあるのに對して、統一王朝たる晉がそれを持たず、先行する「十有八家」の晉史はいずれも問題が

あることを列擧する。

十八家とは一般に『隋書』經籍志にみえる九家晉書と九家晉紀の總稱であるが、詔ではそれを含めた諸書を、「榮緒（臧榮緒『晉書』）は煩多で要を得ず、行思（謝沈『晉書』）は勞多く功少なく、叔寧（虞預『晉書』）は課虚で、その滋味は繪に描いた餅のようにむなし、子雲（蕭子雲『晉書』）は學問淵博であるが、こまかごと涓滴が涸流に埋もれている。（敍述範圍については、）處叔（王隱『晉書』）は中興以降にうすく、法盛（何法盛『晉中興書』）は創業のあたりに通じない。干（干寶『晉紀』）・陸（陸機『晉紀』）・曹（曹嘉之『晉紀』）・鄧（鄧粲『晉紀』）におよんで、帝王の事蹟のあらましを記すだけ、鸞（檀道鸞『續晉陽秋』）・盛（孫盛『晉陽秋』）・廣（徐廣『晉紀』）・謙（劉謙之『晉紀』）は、わずかに載記を編むのみであった」といい、それゆえにあらためて『晉書』を編纂せよというのである。ただ、その歴史書としての評價は周知のごとく芳しいものではない。編纂の中心を擔つた房玄齡の列傳でも、

尋で中書侍郎褚遂良と詔を受けて晉書を重撰せしめらる。是に於いて奏して太子左庶子許敬宗・中書舍人來濟・著作郎陸元仕劉子翼・前雍州刺史令狐德棻・太子舍人李義府・薛元超・起居郎上官儀等八人を取り、撰錄を分功し、臧榮緒の晉書を以て主と爲し、諸家を參考すること甚だ詳洽たり。然るに史官多く是れ文詠の士なれば、詭謬なる碎事を採るを好み、以て異聞を廣む。又た評論するところは、競ひて綺豔を爲し、篤實を求めず、是れに由り頗る學者の譏るところと爲る。^⑦

と、臧榮緒『晉書』を藍本として諸家の著作を参照したことを示した上で、その成立が「文詠の士」の手にかかったことを理由に、取材も評論も篤實さを欠いている事情を述べている。同じく唐の劉知幾も唐修『晉書』について、

晉世の雜書、諒まことに一族に非ず。『語林』・『世說』・『幽明錄』・『搜神記』の徒が若ごときは、其の載するところ或は諛諧小辨、或は神鬼怪物なり。其の事聖に非ざるは、揚雄の觀ざるところ、其の亂神を言ふは、宣尼の語らざるところなり。唐朝撰するところの晉史、多く採りて以て書と爲す。夫れ干・鄧の糞除せしところ、王・虞の糠粃せしところを以て、持つて逸史と爲し、用て前傳を補ふ。此れ何ぞ魏朝の皇覽を撰し、梁世の徧略を修するに、務多もて美と爲し、聚博もて功と爲し、説を小人に取ると雖も、終に君子に啗わらわるるに異ならん。^⑧

とこさ下ろしている。すなわち、唐修『晉書』の歴史書としての評價を下げてゐるのは、『語林』・『世說新語』にある諛諧しやうかい小辨せいはんや、『幽明錄』・『搜神記』にある神鬼怪物しんきなばなを「逸史」として、前傳（先行する晉史）を補おうとしたことにある。^⑨

『晉書』研究史と撰者吳士鑑

貞觀の季に唐修『晉書』が成立してより、それに注する營みは他の史書の例に漏れずおこなわれたらしい。『晉書』註注』をうんぬんする前にまずは、唐修『晉書』研究を一瞥しておく必要があるだろう。

『新唐書』藝文志には唐修『晉書』關聯の書物として、

高希嶠『注晉書』一百三十卷（開元二十年上。授清池主簿。）
何超『晉書音義』三卷（處士。）

が見え、すでに玄宗朝には『晉書』の注釋書が登場していることがみえる。前者については詳細不明だが、後者は宋本『晉書』以來、唐修『晉書』に合刻されているもので、楊齊宣による序には

嘗て晉室の典を訝るに、未だ其の音を昭かにせず。思に前人を發揮し、後進を啓迪せんと欲す。是れに由り諸傳を博考し、羣言を綜覽し、異同を研覆して、音義を撰成す。亦た以て先皇の旨趣を暢べ、學者に司南を爲すに足る。式て其の由を敘し、勸めて其の美を成す。三都の尙隱、思ひ擅洛の文を旌し、五等の迴封、遠く平吳の績を愧じん。巨唐の天寶六載、天王左史弘農の楊齊宣字正衡序す。

と、同じく玄宗の天寶年間に成るいわゆる「音義書」であることがわかる。その後も、唐修『晉書』關聯の書物は歴代の書目に散見されるが、その數が増え、なおかつ原書が残るのは明代以降のものである。

明代には茅國縉『晉史刪』四十卷（四庫全書存目叢書）（以降『存目』史部第三〇・三二冊）が『晉書』の重複部分を刪去してすつきりさせ、唐順之『兩晉解疑』一卷（『存目』史部第二八二冊）がその内容の檢證を、蔣之翹『刪補晉書』一百三十卷（『存目』史部第三二・三三冊）はそれまでの『晉書』に對する評論をまとめたもので、收録された評論は著者レベルで四十九人にのぼり、明初の劉基・丘濬から明末の譚元春・陳子龍までほぼ網羅しているといえる。

清代に入ると、言わずと知れた顧炎武『日知錄』、錢大昕『廿二史考異』、『十駕齋養新錄』、王鳴盛『十七史商榷』、趙翼『廿二史劄記』といった考證學の名著が『晉書』を見逃そうはずもなく、その注解と校正およびその問題點を種々の筆致で描き出している。この他、獨立した著作として『清史稿』藝文志には、

『晉書地理志新補正』五卷。畢沅撰。

『東晉疆域志』四卷。洪亮吉撰。

『晉書補傳贊』一卷。杭世駿撰。

『補晉書兵志』一卷。錢儀吉撰。

『晉書校勘記』四卷。周雲撰。

『晉書校勘記』三卷。勞格撰。

『補晉書藝文志』四卷、『晉書校文』五卷。丁國鈞撰。

がみえる。清代の『晉書』研究の特徴は、もちろん考證學に基づく評論にあるのだが、洪亮吉『東晉疆域志』、『十六國疆域志』（いずれも『二十五史補編』に收載）のように、『晉書』地理志が西晉の内容に偏重することを補うものや、丁國鈞『補晉書藝文志』、畢沅『晉書地理志新補正』、盧文弨『晉書天文志校正』、『晉書禮志校正』などのように諸志に焦點を絞って補訂・校正をおこなったものが多いことがいえる。さらには、周雲（周家祿）『晉書校勘記』四卷や、勞格『晉書校勘記』三卷（いずれも『史學叢書』所收）、丁國鈞『晉書校文』五卷のように、唐修『晉書』全體の校正・校勘を目的としたものもある^①。

つまり、『晉書斟注』成立以前にはすでに、大量の先行研究があり、『晉書』の問題點や校勘意見が蓄積されていた。それを分類し『晉書』の紀志傳載記それぞれに振り分けて編輯し、さらには吳士鑑らの案語を加えて成ったのが『晉書斟注』であり、吳士鑑の序はその問題點に基づく編輯方針を説明したものと位置づけられる。

さて、このあたりで序を認しためた吳士鑑について紹介しておこう。

吳士鑑（一八六八—一九三三）は、字を綱齋、進思、號を公晉、公察、含嘉などといい、式溪居士、九鐘老人とも稱した。錢唐の人で、咸豐朝に四川總督などを歴任し、『養古齋叢錄』などで知られる吳振棫の曾孫にあたる。士鑑は

光緒十八（一八九二）年の進士（第一甲第二名）で、翰林院編修を授けられる。光緒二十六（一九〇〇）年六月には湖北郷試副考官に、同九月には江西學政に任じられる。¹² 光緒三十三年（一九〇七）年に資政院が成立すると、「碩學通儒」十名の一人として欽選議員となる。また、民國三（一九一四）年に清史館が成立すると、纂修兼總纂の一人として『清史稿』の成立に大きな役割を果たしている。清末民初におけるこうした彼の官歴からは、彼と史館との關係、なかならず史籍を渉る機會の充實を見ることができよう。民國に入つてなお金石の鑑定や碑碣の考訂、史籍の研究で知られ、藏書家としても有名で、父の吳慶坻とともに書籍文物の蒐集につとめた。民國初年に殷代の鐘九件を手に入れたことから、その書室を「九鐘精舍」と名づけた。書屋は「含嘉室」といい、その日記『含嘉室日記』四十冊、『續記』二冊には、金石・碑帖・古籍に對する考證が記され、このほか讀書札記や戊戌變法・義和團事件などについての記載が詳細に記されている。目錄學の著作として『補晉書經籍志』四卷があり、著作はこのほか、『清宮詞』・『商周彝器例』・『九鐘精舍金石跋尾』・『含嘉室詩文集』などがある。¹⁴

本稿の目指すところ

さて、吳士鑑はこの序において、『晉書勅注』編輯の綱領として「遡源」「摺逸」「辨例」「正誤」「削繁」「攷異」「表微」「補闕」「廣證」「存疑」の十例を提示し、それぞれ具體例を示しながら情報を取捨選擇や比較検討に關する基準を述べている。その大綱の一つは、すでに見た「勅注」の名の示すごとく、唐修『晉書』の内容を諸々の『晉書』佚文やその他の史料、あるいは清代の新出資料などと比較検討する點にある。我々が『晉書勅注』を利用して唐修『晉書』を理解しようとする際に、吳士鑑の注を参照することで、少なくとも清代までの比較史資料をある程

度限定することができる。もう一つは『晉書』自身が持つ問題點の指摘であり、換言するところ、吳士鑑までの明清時代の唐修『晉書』研究の成果である。

『晉書斟注』に限らず、注疏が施された書物を読むに際し、そもそもこうした注がいかなる意圖・方針によって付せられたものであるかを知ることは重要であり、唐修『晉書』の讀解においてもそれは例外ではない。この拙い譯註の試みが、今後、『晉書斟注』を利用する人々の一助となれば幸いである。

凡例

- 譯註作成にあたり、底本には、『續修四庫全書』（上海古籍出版社。史部二七五～二七七）所收の上海辭書出版社圖書館所藏民國十七（一九二八）年劉氏嘉業堂刻本影印本を用いた。^⑤
- **原文** では、翻刻を示し、日本式の句讀點を付け、語注を施してある。
- **訓讀** では、筆者らが「どう讀んだのか」を示した。
- **解説** では、當該部分の内容の概要を説明する形をとった。
- **訓讀・解説**は「導入部分」～「削繁」を猪俣が、「攷異」～「總括部分」を赤羽が擔當した。

導入部分

原文

史家作注、昉於應・服¹⁶、至顏監¹⁷乃集諸家之成。同時李賢¹⁸・司馬貞¹⁹・張守節²⁰、各有述造²²、蔚爲鉅製²³。裴注國志、距當塗僅百年、見聞切近、徵引繁博、又注家之創例焉。典午一朝²⁷、西都河洛²⁸、南遷秣陵²⁹、百六十載、記注如林、泊乎貞觀、始成實錄。而縣歷既久、值南北混一之初、雖詮次舊聞、裁成義類。然官修之書、出自衆手、敬播敘例³³、久已闕佚、擗摭香緝³⁴、罅漏滋多³⁵。

訓讀

史家の注を作るは、應・服に昉まり、顏監に至りて乃ち諸家の成を集む。時を同じうして李賢・司馬貞・張守節、各々述造する有りて、蔚として鉅製を爲す。裴の國志に注するは當塗を距たること僅かに百年のみなれば、見聞は切近し、徵引は繁博なりて、又た注家の例を創る。典午の一朝、西のかた河洛に都してより、南のかた秣陵に遷るまで、百六十載、記注は林の如し。貞觀に泊びて、始めて實録を成す。而れども縣歷すること既に久しく、南北混一の初めに値たれば、舊聞を詮次し、義類を裁成すると雖も、然れども官修の書、出づるに衆手よりし、敬播が「敘例」も、久しく已に闕佚すれば、擗摭すること香緝なるも、罅漏、滋多し。

解説

まずは歴代の史家がいかに史書へ注を付けてきたのかその概略が述べられる。吳士鑑の認識では、作注の興りは『漢書』に注した應劭・服虔にあり、唐の顏師古に至って諸家の成果を集めるようになったという。顏師古と時を同じくして、唐初には、李賢による范曄『後漢書』の章懷太子注、司馬貞による『史記索隱』、張守節による『史記正義』などの巨著が盛んに生み出された。

裴松之が『三國志』に注したのは、曹魏をへだたることわずかに百年ほどで、それゆえに、その見聞は同時代に切迫しており、そこに引用されたものは繁博であり、これまた注家の例を創ったのである。

司馬氏の王朝は、「西のかた洛陽に都し、南のかた秣陵に遷り」すなわち西晉・東晉合わせて、およそ百六十年、その記注（歴史の記録）は林立していた。貞觀（六二七―六四九）になってはじめて「實錄」を成したのだという。この「實錄」は史書としての『實錄』ではなく、貞觀初年に『晉書』が奉敕編纂されたことを示す動詞として理解すべきであろう。しかし、その『晉書』の完成度たるや、「既に久しい時間を歴ており、また南北朝が混一した初めにあったので、舊聞を採撰・排列し、義類を裁成したとはいえ、官修の書は、多くの人の手にかかり、敬播による「敘例」もすでに失われて久しい。擗摺（著作中で人の著作を隨意に引用すること）が非常に多いとはいえ、罅漏よりこぼしはますます多かつた」というのが吳士鑑の評価であった。

編輯方針十項目

原文

士鑑掇求積歲、闕測^①所得疏記簡端、前人舊說、擇精撮要。吾友翰怡京卿^②、竝治此史、互相商榷^③、合術同方、凡所心得十符八九。

謹舉十例、挈其綱領。

訓讀

士鑑、掇求すること積歲、闕測して得るところは簡端を疏記し、前人の舊説は精を擇し要を撮ぶ。吾が友、翰怡京卿、竝びに此の史を治め、互相に商榷し、術を合はせ方を同にし、凡そ心得るところは十に八九を符す。謹んで十例を擧げ、其の綱領を挈ぐ。

解説

わたくし吳士鑑は、「唐修『晉書』を」研究すること積歲、その研究のなかで得た知見をノートにとり、前人の舊説の中から精要なものを撰んだ。

わが友、翰怡京卿こと劉承幹は、一緒にこの歴史書をおさめ、互相に商榷して、ともに力を合わせて、およそ心得たところは十のうち八九が符合した。

という書き出しで、これから十例にわたって『晉書斟注』編輯の綱領を開陳することを告げる。

一、遡源

原文

李唐初葉、十八家之史、存者無幾。虞・朱・謝・蕭諸家見於書鈔・類聚・御覽者、不及王・何・臧三家之多。故唐臣載筆頗采三家、而亦時有同異。干・鄧・徐・曹諸紀、取材更尠。惟孫氏陽秋評隲人物列傳、每依據之。若夫瑣語碎事、則劉義慶・郭澄之・裴啓之書、參互錯綜、畧有崑緒。是曰溯源、一也。

訓讀

李唐の初葉、十八家の史、存する者は幾も無し。虞・朱・謝・蕭諸家の『書鈔』・『類聚』・『御覽』に見ゆる者は、王・何・臧三家の多きに及ばず。故に唐臣載筆するに頗る三家を采りて、亦た時に同異有り。干・鄧・徐・曹の諸紀、取材すること更に尠し。惟だ孫氏『陽秋』、人物を評隲したれば、列傳は毎に之に依據す。夫の瑣語碎事の若きは、則ち劉義慶・郭澄之・裴啓の書、參互に錯綜するも、畧そ崑緒有り。是れ溯源と曰ふ。一なり。

解説

綱領の一つ目は「溯源」という。文字通り「源に遡る」さかのぼことを指す。

唐修『晉書』以前に存在した十八家晉史について、「唐代初期まで残存していたものは、いくばくも無かつた」という。その理由として吳士鑑は

虞預『晉書』・朱鳳『晉書』・謝靈運『晉書』・蕭子雲『晉書』などの諸家のうち『北堂書鈔』・『藝文類聚』・『太平御覽』にみえるものは、王隱『晉書』・何法盛『晉中興書』・臧榮緒『晉書』の三家ほど多くはない。それ故に唐の史臣たちは『晉書』を編纂するにあたって、この三家の内容を多く採用しているが、時として、それら三者にも異同がある。干寶『晉紀』・鄧粲『晉紀』・徐廣『晉紀』・曹嘉之『晉紀』からの取材は更にすくない。ただ孫盛『晉陽秋』だけは人物を評隲しているので、列傳はつねにこれに依據している。瑣語碎事のようなものは、劉義慶『世說新語』・郭澄之『郭子』・裴啓『語林』といった書が、たが相互に錯綜しているが、ほぼその端緒淵源がある。

という。これについて、房玄齡傳には明確に「臧榮緒の晉書を以て主と爲し、諸家を參考すること、甚だ詳洽たり」と臧榮緒『晉書』を藍本としたことを示すが、そればかりではなく、吳士鑑は類書に遺る佚文によって、唐修『晉書』に基づいた原史料を採す必要性を最初に指摘している。

二、 摺逸

原文

裴注陳志、所引魏晉史傳・地志、母慮百數十家、其書久佚、賴此以存。今距唐初、更千餘年、所藉以根稽者惟在虞・歐・徐・李諸家類書較之。

裴氏更爲其難然單文片語。悉是碎金⁵⁵。不獨洛都逸史、江左遺編、尙見十之三四。卽田融・車頻之書、和苞龜龍之記、蕭方等・羊堅之春秋⁵⁷、亦復爬梳抉剔引爲左驗⁵⁸。至崔鴻之書⁶⁰、凡唐宋人所甄錄者、一字之存、奉爲瓌寶、若明人重訂之編、眞贋雜陳、蓋無取焉。是日摺逸、二也。

訓讀

裴、陳志に注するに、引くところの魏晉の史傳・地志、母慮^{おほよそ}百數十家、其の書久しく佚すれども、此れに頼りて以て存す。今、唐初を距たること、更に千餘年、藉^よりて以て根稽するところの者は、惟だ虞・歐・徐・李諸家の類書に在るものもて之を較^{かんが}ふるのみ。

裴氏更に其の難然たる單文片語を爲すも、悉く是れ碎金なり。獨^ただに洛都の逸史、江左の遺編、尙ほ十の三四を見るのみならず、卽ち田融・車頻の書、和苞・龜龍の記、蕭方等・羊堅の春秋、亦た復た爬梳して抉剔し、引きて左驗と爲す。崔鴻の書に至りては、凡そ唐宋人の甄錄するところの者は、一字の存すれば、奉じて瓌寶と爲すも、明人重訂の編の若きは、眞贋雜陳したれば、蓋し焉を取る無し。是れ摺逸と曰ふ、二なり。

解 説

二つ目は文字通り「逸文を拮ひづう」ことを意味する「拮逸」である。『三國志』の裴松之注に百數十家にのぼる引用書が保存されていることを述べたうえで、

今（序が書かれた当時）、唐修『晉書』が編纂されてから、更に千餘年のへだたりがある。そのため校勘や検討をおこなう場合には、虞世南の『北堂書鈔』、歐陽詢らによる『藝文類聚』、徐堅の『初學記』、李昉らが奉勅撰した『太平御覽』など諸家の類書に残るもので考察するほかない。（…中略…）『晉書』に該当する時期の歴史的記録は「洛都の逸史（西晉の記録）や、江左の遺編（東晉の記録）なおも三四割が残っているのみならず、田融の『趙書』、車頻の『秦書』や、和苞の『漢趙記』、段龜龍の『涼記』、蕭方等や羊堅の『三十國春秋』などを丁寧^①に整理して選擇し、左驗として引いた。

としながらも、崔鴻『十六國春秋』については、ただ佚文を拾うだけでなく「おしなべて唐宋の人が採録したものは、『古い記録が』一字でも残っていると、それをお寶のように奉ったが、明人が重訂した書については、眞贋が雜陳している」として、慎重に吟味している様子もうかがえる。

三、辨例

原文

嵇・阮之歿、在泰始受禪以前、竝未佐晉創業。豈魏荀彧、宋劉穆之之比、列諸晉史、義例安在。王育陷身虜廷、卒爲元海太傅。韋忠效用劉氏、征討叛羌、矢盡而殞。竝非忠於晉室、劉敏元救護宋平、不愧義士而仕於劉曜、大節有虧。此三人者、乃與嵇紹諸人同列忠義、是非淆亂無逾於此。列女傳自劉聰妻以下、皆出僭偽諸國、非晉聲教所及、其夫既殊而異之、其妻妾復引而進之、於義不安。錢氏大昕謂、「當見諸載記」、是矣。是曰辨例、三也。

訓讀

嵇・阮の歿するは、泰始の受禪以前に在り、竝びに未だ晉の創業を佐けず。豈に魏の荀彧、宋の劉穆之の比ならんや。諸を晉史に列するは、義例安に在りや。王育、身を虜廷に陥し、卒に元海の太傅と爲る。韋忠、劉氏に效用せられ、叛羌を征討し、矢盡きて殞す。竝びに晉室に非忠なり。劉敏元、宋平を救護し、義士に愧じざるも、而れども劉曜に仕へ、大節、虧く有り。此の三人は、乃ち嵇紹諸人と共に忠義に列せらる。是非の淆亂すること此より逾ゆるは無し。

列女傳、劉聰の妻より以下、皆な僭偽諸國に出で、晉の聲教及ぶところに非ず。其の夫、既に殊として之を異にし、其の妻妾、復た引きて之を進むは、義に於いて安んぜず。錢氏大昕の「當に諸れを載記に見ゆべし」と謂ふは、是なり。是れ辨例と曰ふ。三なり。

解 說

三つ目の「辨例」は、唐修『晉書』の義例に對する挑戦である。泰始年間の受禪以前に歿し、晉の創業に寄與していない嵇康や阮籍が晉史に列するというのはどういう義例にもとづくのかという疑問を皮切りに、劉淵に降つた王育や劉聰に仕えた韋忠、あるいは後に劉曜に仕えた劉敏元が忠義傳に立傳されていることや、錢大昕が指摘するように、列女傳の劉聰の妻以下の五胡諸國出身者については、晉の教化が及ぶところではないのであるから「これを載記にのせるべきである」といったことを辨別して注記するというものである。

四、正誤

原 文

魏蜀戰事、陳壽每諱言敗衄、晉史仍之。武侯前後五出、惟街亭失利外、此則未爲魏挫。鹵城之役、紀云「拔圍亮遁」、而漢晉春秋所言正與「之」相反。習氏以晉人記晉事、畧無曲筆。而唐人修史轉失其眞。

天文・五行二志所書魏晉災異、以長歷(曆)推之、日月每有不合、且多漏畧、遠不如宋志之翔實、蓋沈約所據兩晉舊史年代未週、尙可徵信。說者謂此二志出李淳(淳)風手、歷代推重、不知在各志中最爲紕繆。丁氏國鈞之言、是也。盧氏文弼拾補據漢宋諸志總理闕誤、其功尤多。

四分曆(曆)施於元和、而律歷(曆)志乃誤爲章和。凡兩見之。

孔壁諸經爲尙書・論語・禮記・孝經^⑧、見於班志及六藝論^⑨。自漢以來、未嘗言壁中有春秋者、衛恆誤以禮記爲春秋。如斯謬誤、宜加糾駁。是曰正誤、四也。

訓讀

魏蜀の戰事、陳壽 毎に敗衄を言ふを諱み、晉史 之に仍る^よ。武侯、前後五たび出で、惟だ街亭のみ利を失ふの外は、此れ則ち未だ魏の爲に挫かれず。鹵城の役、紀に「拔圍亮遁」と云ふも、而れども『漢晉春秋』言ふところは正に「之と」相反す。習氏、晉人なるを以て晉の事を記せば、畧^ぼば曲筆する無し。而れども唐人、史を修むるに轉^{うつ}た其の眞を失ふ。

天文・五行二志の書^{しる}すところの魏晉の災異は『長曆』を以て之を推し、日月毎^{つね}に合せざる有り、且つ漏畧多し。遠く『宋志』の翔實なるに如かず。蓋し沈約の據るところの兩晉の舊史は、年代未だ遐^{とほ}からず、尙ほ徵信すべし。說者、此の二志、李淳風の手に出づると謂ひ、歷代推重するも、各志中に在りて最も紕繆^{とま}たるを知らず。丁氏國鈞の言、是なり。盧氏文弼、拾補するに漢宋諸志に據りて闕誤を鯁理^{とら}したれば、其の功尤^{とよ}け多し。

四分曆は元和より施ざるも、而れども律曆志は乃ち誤りて章和と爲す。凡そ兩つながら之を見ゆ。

孔壁の諸經は『尙書』『論語』『禮記』『孝經』たり、班志及び『六藝論』に見ゆ。漢より以來、未だ嘗て壁中に『春秋』有るを言ふ者あらざるも、衛恆誤りて『禮記』を以て『春秋』と爲す。斯の如き謬誤は、宜しく糾駁を加ふべし。是れ正誤と曰ふ、四なり。

解説

四つ目の「正誤」は、唐修『晉書』の「誤りを正す」ことを意味する。歴史書はその成立や史家の立場によつて、まま筆を曲げることがある。例として『三國志』における魏と蜀の戦の記述について、

陳壽は敗衄を言うのをはばかり、晉史もこれに則っている。諸葛亮（武侯）は、前後五回出兵し、ただ街亭でのみ勝利を失つたが、それ以外で魏に挫かれることはなかった。鹵城の役は、本紀に「司馬懿が」包圍を突破して、諸葛亮は逃げた」とあるが、しかし『漢晉春秋』の言うところとは正反對である。

といい、『漢晉春秋』を撰した習鑿齒は、晉人として晉の事を記し、ほぼ曲筆がない。しかし唐人の『晉書』編纂において、甚だその眞を失っていると指摘する。

また、天文志・五行志についても、

記された魏晉時代の災異は杜預の『春秋長曆』でこれを推したために、日月が合わないことがあり、なおかつ漏略が多い。『宋書』の志が詳細かつ確實であるのには遠く及ばない。おそらく沈約の依據した兩晉の舊史たちは、年代がいまだ遠くないために、徵信することができたのであろう。一説には、この二志は李淳風の手になるといい、歴代推重しているが、各志中において最も^ま糺^{ちが}つてゐることをわかつていないのだ。

と、唐修『晉書』の志の誤謬を正し、丁國鈞や盧文弨の檢證を高く評價する。さらに、卷三六・衛恆傳に引く『四體書勢』の「漢武時、魯恭王壞孔子宅、得尙書・春秋・論語・孝經」についても、『漢書』藝文志および『六藝論』によつて檢證し衛恆の誤りを糾駁する必要性を説く。

五、削繁

原文

王隱對祖納之言、既見納傳、復見隱傳。^⑧ 李雄告張涪之語、既見張駿傳、復見載記。^⑨ 齊王問之奏、張華・解系兩傳悉錄原文。盈篇累牘、凡百餘言、其他兩傳互見者、尙難更僕。徐寧事蹟附於桓彝之末、而於彝傳復錯出其文、未免複纏。^⑩ 洪氏亮吉謂「宜削去彝傳數行」、錢氏大昕則云「芟雜附傳文省而事無漏」、其言允矣。是曰削繁、五也。

訓讀

王隱、祖納に對するの言、既に納傳に見ゆるも、復た隱傳に見ゆる。李雄、張涪に告ぐるの語は、既に張駿傳に見ゆるも、復た載記に見ゆる。齊王問の奏、張華・解系兩傳悉く原文を録す。盈篇累牘にして凡そ百餘言、其他兩傳互見せる者は、尙ほ更僕し難し。徐寧の事蹟は桓彝の末に附さるるも、而れども彝傳に於いて復た錯じりて其の文を出す。未だ複纏を免かれず。洪氏亮吉謂ふ「宜しく彝傳の數行を削去すべし」と。錢氏大昕則ち云ふ「附傳の文を芟雜して省けども事漏るる無し」と。其の言、允まことなり。是れ削繁と曰ふ。五なり。

解説

五つ目の「削繁」は、いわば重複の指摘である。

王隱が祖納に對して言つたことが、祖納傳にも王隱傳にも見え、李雄が張滔に告げたことは、張駿傳にも載記にもみえる。齊王司馬瓘の百餘言におよぶ上奏が、張華・解系のふたつの列傳に收録されて重複している。この他にもふたつの列傳相互に見られる例は、敷えきれぬほど多い。また、徐寧の事蹟が桓彝傳の末に附されているが、桓彝傳の中にも同内容が混ざっており、内容の重複がある。

という事例を紹介した上で、洪亮吉や錢大昕の「削除すべき」との指摘を允まづでしるとする。

六、攷異

原文

本紀漢運垂終之語、出自宣王。而魚豢則屬之陳羣・桓階。^②智囊往矣之語、本諸蔣濟。而干寶則屬之宣王。^③晉世、以碑表私美、興長虛偽、咸寧詔禁於前、義熙議禁於後。^④故豐碑巨碣、著錄蓋尠。然大臣長吏人、皆私立。金石錄所載鄭烈彭祈以下二十餘碑、^⑤今皆湮滅。文館詞林所載碑銘、^⑥僅有存者。以之攷史、互有異同。方諸貞珉、獲益相等。

他如都督州郡、拜官先後、郡縣廢置、求之逸史、攷之別傳、往往與本書歧出、各有詳畧。若唐人僞刻周孝侯碑、事實牴牾、不足爲證。是曰攷異。六也。

訓讀

本紀「漢運終るに垂とす」の語、出づるに宣王よりす。而れども魚豢則ち之を陳羣・桓階に屬す。「智囊往けり」の語、諸これを蔣濟に本づく。而れども干寶則ち之を宣王に屬す。晉の世、碑表私美、虛僞を興長するを以て、咸寧詔して前に禁じ、義熙議して後に禁ず。故に豐碑巨碣、著錄蓋し尠すくなからん。然れども大臣長吏の人、皆な私かに立つ。金石錄載する所の鄭烈・彭祈以下二十餘碑、今皆な湮滅す。文館詞林載する所の碑銘、僅かに存する者有り。之を以て史を攷ふるに、互ひに異同有り。諸これを貞珉ちかに方べ、相等を獲益す。他に都督州郡、拜官先後、郡縣廢置の如きは、之を逸史に求め、之を別傳に攷ふるも、往往に本書と歧出し、各々詳畧有り。唐人の僞刻せし周孝侯碑の若きは、事實牴牾し、證と爲すに足らず。是れ攷異と曰ふ。六なり。

解説

六つ目の「攷異」は、他の史料との比較検討である。

「後漢の命運は終わろうとしている」という語は、唐修『晉書』では宣王（司馬懿）の發言だが、魚豢『魏略』では陳羣・桓階の發言とする點や、「知識豊かな者（桓範）が（曹爽軍の方へ）往った」という語は、唐修『晉書』では蔣濟の發言だが、干寶『晉記』では宣王の發言とする點などの齟齬を指摘している。

また、晉代には咸寧四（二七八）年や義熙年間（四〇五〜四一八）に華美な碑石の建立が禁止されたが、大臣や長吏

たちは密かに建立していた。これらの碑石に刻まれた銘文と唐修『晉書』の内容には互いに異同があり、比較検討する必要がある。そこで、

(そのため) 史書の内容を石刻碑銘と比較し、互いに一致する内容を取る。他に都督州郡(の名稱)、拜官の先後、郡縣の廢置については、逸史に探し求め、別傳によつて考察するが、しばしば本書(唐修『晉書』)の内容に一致せず、各々詳畧がある。

とした上で、唐代の偽刻とされる「周孝侯碑」などは比較対象とする價值はないとする。

七、表微

原文

齊萬年之役、周處戰歿。而沂督馬敦、立功孤城、枉死囹圄。論其遭際厄踰解系、乃史無其名。幸有潘岳誄文、錄於蕭選、千載而下、可雪冤誣。李雄之破涪城、譙登遇害、史無專傳。而常璩國志、言之甚詳。愍帝被弑平陽、許肅扶抱哀泣、乞爲殯殮、竟不得與麴允同名忠義。幸別傳尙存、詳見御覽。石眇殉節樂陵、見於懷紀、史臣不知爲石鑿之子、傳文闕如。近年墓碣出土、頗具事實、二子定・邁同時致命。與卞壺父子一門忠孝、未容軒輊。凡此觥觥大節、不爲闡幽、何以勸世之事君者。此唐史臣之失也。是曰表微、七也。

訓讀

齊萬年の役、周處戰歿す。而して汧督馬敦、功を孤城に立つるも、囹圄に枉死す。其の厄に遭際するを論ずるや解系を踰ゆるも、乃ち史に其の名無し。幸ひに潘岳の誄文有り、蕭選に錄され、千載而下、冤誣を雪ぐべし。李雄の涪城を破るや、譙登害に遇ふも、史に專傳無し。而れども常璩國志、之を言ふこと綦詳なり。愍帝平陽に弑さるるや、許肅扶抱して哀泣し、殯殮を爲さんことを乞ふも、竟に麴允と與に名を忠義に厠まふるを得ず。幸ひに別傳尙ほ存し、御覽に詳見す。石罽樂陵に殉節するは、懷紀に見ゆるも、史臣石鑿の子なるを知らず、傳文闕如す。近年墓碣出土し、頗る事實を具へ、二子定・邁同時に致命す。下壺父子の一門忠孝と、未だ軒輊すべからず。凡そ此の舢舨たる大節、闡幽を爲さざれば、何を以てか世の君に事ふる者に勸めん。此れ唐の史臣の失なり。是れ表微と曰ふ。七なり。

解説

七つ目の「表微」は、唐修『晉書』にほとんど表れない忠臣の功績を明らかにすることである。

例えば、齊萬年の反亂の際、周處は忠義を盡くして戦死し、汧督の馬敦は孤立無援の城で功を立てたが、最終的には牢獄で非業の死を遂げた。周處の功績は唐修『晉書』に詳しく記されているが、馬敦については記載が無い。ただ、幸いにも『文選』に潘岳の誄文が著録され、馬敦の功績を窺い知ることができる。

李雄が涪城を破った際、譙登は殺害された。唐修『晉書』には彼の專傳は無いが、常璩『華陽國志』に詳細な記録が残っている。

愍帝が平陽で殺害されると、許肅は亡骸を抱いて哀泣し殯殮を行うことを乞うた。結局、彼は忠義傳に名を連ねることができなかつたが、幸いにも『太平御覽』に別傳が記載されている。

唐修『晉書』孝懷帝本紀では、石勣が樂陵において志を全うして亡くなつたことを記しているが、彼が石鑿の子であることを記していない。近年、石勣の墓誌が出土し、彼の子である石定・石邁兄弟も樂陵で父と共に亡くなつたことが判明した。これは唐修『晉書』において忠孝の一門とされた下壺父子の功績と比較しても、優劣がつけがたいほどである。

以上のように、命をかけて忠義を盡くしたにも関わらず、唐修『晉書』に記録されなかつた人々について、吳士鑑は諸史料からその功績を拾い上げ、

剛直なる節義が明らかにされることが無ければ、どのようにして、この世の君主に仕える者たちに（忠義を盡くすことを）勧めることができようか。これは唐の史臣の過ちである。

と、唐修『晉書』における忠臣の記載の缺如を批判している。

八、補闕

原文

惠帝改元永平。不三月、又改元康、凡歷九年、乃書兩月餘之永平、於元康則闕而不紀。安帝改元元興、是年復改隆安。及大亨次年、仍改元興。而紀但書元興元年、繼以二年、其間隆安・大亨兩次改元、不見本紀。后妃傳於懷帝梁后、闕無一字。賴御覽所引臧書、詳其世系里貫、著其名字。凡此犖犖大者、皆足以裨助史文。地理一志、本於太康三年地記、而於三年以後、下逮懷愍兩朝三十餘年、郡縣沿革、槩從闕佚。惟於各州序末、掇舉數語、且多僭漏。即王隱地道之記、沈約州郡之志、凡太康以前之建置、亦復未能資校。顯與僣僣。江左僑置郡縣、僅存崖畧。十六國疆域、語焉不詳。至如赫連氏、以州統城、不置郡縣。更未及詳攷矣。是曰補闕。八也。

訓讀

惠帝 永平に改元す。三月ならずして、又た元康に改め、凡そ九年を歴たるも、乃ち兩月餘りの永平を書き、元康に於いては則ち闕きて紀しるさず。安帝 元興に改元し、是の年復た隆安に改む。大亨 次年に及び、仍ち元興に改む。而れども紀は但だ元興元年と書き、繼ぐに二年を以てするのみにして、其の間隆安・大亨兩次の改元、本紀に見えず。后妃傳 懷帝梁后に於いては、闕として一字無し。賴いに御覽に引く所の臧書、其の世系里貫を詳かにし、其の名字を著す。凡そ此の犖犖大なる者、皆な以て史文を裨助するに足る。地理一志、『太康三年地記』に本づくも、三年より以後、下は懷愍兩朝に逮ぶまで三十餘年、郡縣の沿革、槩ね闕佚に従う。惟だ各州の序末に於いては、數語を掇

舉するも、多く僞漏するに且し。即ち王隱地道の記、沈約州郡の志も、凡そ太康以前の建置は、亦復た未だ校するに資する能わず。顯らかに與に僞僂たり。江左郡縣を僞置し、僅かに崖畧を存す。十六國の疆域、焉を語るも詳しからず。赫連氏の如きに至りては、州を以て城を統べ、郡縣を置かず。更に未だ詳攷するに及ばず。是れ補闕と曰ふ。八なり。

解 說

八つ目の「補闕」は、記載の不備を補充することである。その内容は先の「表徴」にやや近いが、こちらは唐修『晉書』に全く記載の無い部分の補充を指す。

惠帝は二九一年正月に「永平」に改元したが、三ヶ月も経たずに更に「元康」に改元した。唐修『晉書』は僅か二ヶ月あまりの「永平」を記し、「元康」については記載が無い。安帝は四〇二年に「元興」に改元し、同年再び「隆安」に改元し、更に大亨二年に「元興」に改元した。しかし唐修『晉書』は元興元年に續いて元興二年と記すだけで、その間に「隆安」・「大亨」という二回の改元があつた點に關する記載が無い。

また、孝懷帝梁皇后については唐修『晉書』に全く記載が無いが、幸いにも『太平御覽』に引用された臧榮緒『晉書』に、彼女の姓名・世系里貫が詳しく記されている。

更に、唐修『晉書』地理志の内容の不備に關して、

唐修『晉書』の地理志は『太康三年地記（太康地記）』に基づくが、太康三（二八二）年以後、下は懷帝・愍帝兩朝に逮ぶまでの三十年あまり、郡縣の沿革はあらずし失われている。ただ、各州の記載の末尾において（沿革に

關する。若干の記載を拾い上げることができるとは、他の記事と混じったり書き漏れたりしている。王隱『晉書』地道記、沈約『晉書』州郡志があつても、太康年間以前の郡縣の建置（に關する記事）は校勘の助けにはならない。いづれも表記がまちまちである。江南では郡縣を僞置していたが、（僞置された郡縣については）僅かにあらましを残すだけである。十六國の疆域については、記述はあるが詳細ではない。赫連氏に至つては、州によつて城を治めており、郡縣を置いていなかったたので詳述することはできない。

と指摘している。すなわち「補闕」とは、その他史料を参照しながら記載の不備を補うことを指す。

九、廣證

原文

古時外域、見聞曠絶、史家撰述、展轉傳訛。日本近在海東。彼國史乘、未嘗流入中土。自黃氏遵憲、撰爲國志、網羅詳贍、知重罪族滅之說、乃失之誣。晚近、敦煌石室・流沙竹簡・遺文古籍類、皆魏晉之典章、瓜沙之地記。攬而拾之、裨益良多。至如郭休碑陰、可訂官制。荀岳・鄭舒墓碣、有關世系、固不僅。錄異之傳、冥祥之記、與劉氏世說、可相參校也。是曰廣證。九也。

訓讀

古時の外域、見聞曠絶し、史家の撰述、展轉傳訛す。日本は近く海東に在り。彼の國の史乘、未だ嘗て中土に流入せず。黃氏遵憲、撰して國志を爲りてより、罔羅詳瞻し、重罪族滅の説、乃ち失の誣たるを知る。晩近、敦煌石室・流沙竹簡、遺文古籍の類、皆な魏晉の典章、瓜沙の地記なり。攬ひて之を拾ひ、裨益良多し。郭休碑陰の如きに至りては、官制を訂すべし。荀岳・鄭舒の墓碣、世系に關有ること、固より僅かならず。録異の傳、冥祥の記、劉氏世説と相ひ參校すべきなり。是れ廣證と曰ふ。九なり。

解説

九つ目の「廣證」は、吳士鑑が生きた清代に發見された新出史資料によつて唐修『晉書』の内容を検證することである。この點について吳士鑑は、

古の外域は、その見聞は廢絶しており、史家の撰述も、人から人へと傳えられて誤っている。日本は（中國から近い海東に在る。日本の歴史書は、今まで中國に流入したことがなかった。黃遵憲が『日本國志』を編纂してから、（日本について）詳しく探求され、『晉書』倭人傳に記された、倭國では）重罪の者は一家皆殺しにするという説が、偽りであると分かった。近頃（發見された）、敦煌の石室・流沙の竹簡・遺文古籍の類は、すべて魏晉の典籍、瓜沙（敦煌地域）の地記である。（ここから魏晉に關する記述を）拾ひ上げると、助けとなるものがかなり多い。「郭休碑」の碑陰に至つては、（その記述を參考に）官制を訂正することができる。「荀岳墓誌」「鄭舒墓碣」は世系

に關連がある部分が元より少なくない。『錄異傳』や『冥祥記』、『世說新語』と互いに照合して校勘すべきである。

と述べている。すなわち「廣證」とは、『日本國志』を始めとする清代に編纂された文獻や、干寶『晉書』の一部を含む「敦煌文獻」など、十九世紀末～二十世紀初めに中央アジアで發見された新出史資料との比較検討を指す。

十、存疑

原文

屈子^①舊都、隳於北宋。道光季年、邑令^②懷遠、而西求其遺址^③。謂淖泥之河、古爲黑水、白土之城地、卽統萬。既由目驗、或非^④僞言。苻生淫虐、儕于癸辛^⑤。楊銜之述趙逸之言、稱爲「仁而不殺、觀其治典、未爲凶暴。」褒譏殊異、判若兩人。至於名人冢墓、地志緣以爲重、往往一書兩見、眞僞屢存。卽王睢陵之孝水、或云在河南、或云在武進、且有謂在撫州者。侈陳古蹟、重給後人。樂史・王象之、均蹈此失、魏王泰・李吉甫、無是也^⑥。是曰存疑。十也。

訓讀

屈子の舊都、北宋に隳^{くず}る。道光の季年、邑令^②懷遠を踰えて、西のかた其の遺址を求む。淖泥^③の河は、古の黒水たり、白土の城地は、卽ち統萬なりと謂ふ。既に目驗により、或ひは僞言^④に非ず。苻生淫虐にして、癸辛^⑤に儕^{ひと}し。楊

銜之趙逸の言を述べて、稱して「仁にして不殺なり。其の治典を觀るに、未だ凶暴と爲さず」と爲す。褒譏殊に異なり、判するに兩人の若し。名人の冢墓に至りては、地志緣りて以て重を爲し、往往に一書に兩見し、眞僞孱存す。即ち王稚陵の孝水、或ひは河南に在りと云ひ、或ひは武進に在りと云ひ、且つ撫州に在りと謂ふ者有り。侈ほしいままに古蹟を陳ね、重ねて後人を給く。樂史・王象之均しく此の失を蹈むも、魏王泰・李吉甫是れ無きなり。是れ存疑と曰ふ。十なり。

解説

最後の「存疑」は、諸説ある記事について眞僞を検證することである。

夏の赫連勃勃の舊都である統萬城は北宋時代に崩壊したが、道光年間の末年に邑令（横山知県何炳勛）が西方にその遺址を探し求めて位置を確定した。

また、前秦の苻生は淫虐であつたとされるが、楊銜之は『洛陽伽藍記』の中で趙逸の言を引用し、「苻生は仁であつて殺生をしなかつた。その統治を觀ると苻生は凶暴ではない」と言う。彼に對する毀譽褒貶は全く異なつており、まるで二人の人物を記しているようにさえ見える。

更に、名人の冢墓の位置については、唐修『晉書』地理志では様々な情報を重ねて表記しており、しばしば一つの書物の中に（同一人物の墓の記載が）二箇所見え、眞僞が混在している。例えば王祥が繼母朱氏のために魚を捕つた川（孝水）は、或いは河南にあると言ひ、或いは武進にあると言ひ、更には撫州にあると言ひのものもある。

こうした點に關して、

幅廣く古蹟を並べて、後代の人たちを混亂させている。樂史『太平寰宇記』・王象之『輿地紀勝』はどちらもこの誤りを犯しているが、李泰『括地志』・李吉甫『元和郡縣圖志』にはこのような誤りはない。

と指摘し、諸説ある記事に關しては疑義を提示して眞偽を検證するという。

總括部分

原文

循斯十例、旁搜博攷、異者辨之、同者證之、謬者糾之、遺者補之、成晉書斟注百三十卷。不敢謂乙部之功臣、或竊附唐人之諍友。^⑤昔乾隆朝、彭文勤尙書與劉金門侍郎合注五代史記、後人以爲美談。士鑑不敏、願與翰怡、踵二公之後塵。當世君子其許之乎。己未仲夏之月、吳士鑑自序。

訓讀

斯の十例に循ひて、旁搜博攷し、異なる者は之を辨じ、同じき者は之を證し、謬なる者は之を糾し、遺はるる者は之を補ひ、晉書斟注百三十卷を成す。敢えて乙部の功臣、或いは唐人の諍友に竊附すと謂はず。昔乾隆朝に、彭文勤尙書劉金門侍郎と合とに五代史記に注し、後人以て美談と爲す。士鑑敏ならず、願はくは翰怡と與に、二公の後塵を踵まん。當世の君子、其れ之を許すか。己未仲夏の月、吳士鑑自ら序す。

解説

吳士鑑は劉承幹とともに、以上の十例に従って、史料を廣く探し求めて考察し、内容が異なるものは何が正しいか明らかにし、内容が同じものは檢證し、誤っているものは正し、失われたものは補い、『晉書斟注』百三十卷を作り上げた。

吳士鑑は、

（自分のことを）「乙部（史部）の功臣である」とか「（唐修『晉書』を編纂した）唐代の友人たちにごつそりついて行くだけだ」などと言おうとは思わない。昔、乾隆時期に、彭元瑞は劉鳳誥と一緒に『五代史記』に注を付け（『五代史記註』を作り）、後代の人はこれを美談とした。私（吳士鑑）は才能が乏しいので、劉承幹と一緒に二公（彭元瑞・劉鳳誥）の後に續きたい。今の君子たちはこのことを許してくれるだろう。

と序文の末尾を結び、己未仲夏の月（中華民國八年・一九一九、五月）にこの自序を書き上げた。

注

- ① 本書には吳士鑑と劉承幹兩者による序があり、各卷首題の後、二行目から三行目に「錢塘吳士鑑／烏程劉承幹 同注」とある。撰者については大きく二つの説に分かれる。孫殿起『販書偶記』などのように二人による共著とする説（共著説）と、范希曾『書目答問補正』に「吳士鑑『晉書斟注』一百三十卷、吳興劉承幹嘉業堂刻單行本」とあるように吳士鑑の著作を劉承幹が出版したも

のとする説（單著説）である。單著説の代表は柴德廣『史籍舉要』で、曰く「刻書刊于民國十七年、與劉承幹同列名。其實、劉承幹并未同撰此書。不過出資刊印、卷前作一序而已。」と、劉承幹の作注關與を完全に否定している。李步嘉「《晉書斛注》疏誤管窺」（『貴州文史叢刊』一九九一一二）では、劉承幹の序に律曆志に關する内容が詳しく、それが律曆志の斛注に符合することから推して、「斛注は蓋し吳稿を以て主と爲し、劉乃ち研討に參預して之を贊成す。今、吳劉同撰と云ふは、吳が積年編撰の功を没する有り。但し吳撰と云はば則ち劉が商榷毗助の力を掩ふ。書既に刊するに嘉業堂よりし、題に吳劉同注と曰ふは實に未だ深信すべからず。前の二説は均しく未だ當らざるが似し」と、主副説とでも言うべき説を示している。この問題については本稿の姉妹編となる「劉承幹『晉書斛注序』譯註稿」（準備中）にて詳述したい。ちなみに、日本においては山根幸夫主編『中國史研究入門』（魏晉南北朝時代・史籍解說（池田溫））や、『アジア歴史事典』（晉書（河地重造））山根幸夫／神田信夫編『中國史籍解題辭典』（晉書（中村圭爾））、がいずれも「吳士鑑・劉承幹『晉書斛注』」と記し、撰者についての具體的見解は示していない。

② 段玉裁『說文解字注』斗部「斛」

平斗斛量也。〈月令。角斗甬。正權槩。鄭注。角、正皆謂平之也。角者、斛之段借字。今俗謂之校。音如教。因有書校讎字作此者。音義雖近。亦大好奇矣。〉从斗葦聲。〈古岳切。古在三部四部之入聲。〉

この「平斗斛量也」の「量」字は大徐本系には存在しない。王筠『說文解字句讀』にも

大徐本、元應引皆無量字、而依小徐者、廣雅亦曰「斛量也」。然則、甬合升斗斛謂之五量、而平斗斛之器。亦因以得量之名也。斛、蓋槩之別名。經典借角字爲之。又用靜字爲動字也。管子七法篇曰、角量也。亦足徵斛之名量也。亦足徵斛之名量也。又通作請漢書蕭何傳若畫一。

とみえる。

③ 筆者らは研究會において本來の字音に照らして「カクチュウ」と讀むことにしている。「斛」字の漢音が「カク」に比定しうることは、『說文解字』がこの字を「古岳切」とし、『廣韻』も「古岳切」としているほか、種々の音注や假借（角・較・権など）の關係により明らかである。ただ、撰者吳士鑑らはこれを「校」字の代わりとして用いているのは明らかであるし、民國時代にこれを「教」よろしく讀み、「校注」の意味で「斛注」と題しているのであるから、これを「コウチュウ」と讀むことを間違いだと斷ずる

ことはできない。

④ 『修晉書詔』は『唐大詔令集』卷八一・政事・經史に載るが、そのテキストは非常に不安定である。比較的手に取り易い中華書局本(四六七頁。以下「局本」)やWeb公開されている人文研や臺灣國家圖書館所藏の舊鈔本を比べても異同が甚だしい。また中華書局本『晉書』末尾や嘉業堂本『晉書輯注』巻首のそれにも異同がある。左に示す校定テキストは局本を底本とし、人文研本ほかによる校勘(○)で示し、脱字と思われる部分については□で示してある。各種『晉書』に附されたものについてはその來由不明のため用いなかった。

朕拯溺師旋(旅)、省方禮畢。四海無事、百揆多閑。遂因暇日、詳觀典府、考龜文於義載、辨鳥冊於軒年。不出巖廊、神交千祀之外。穆然旒纒、臨睨九皇之表。是知石史序言、由斯不昧。左官詮事、歷茲未(懸)遠。發揮文字之本、通達書契之源、大矣哉、蓋史籍之爲用也。

自沮誦攝官之後、伯陽載筆之前、列代史臣、皆有刪著。仲尼修而採擣機、倚相誦而闡丘墳。降自西京、班馬騰其茂實。逮于東漢、范謝振其芳聲。叢爾當塗、陳壽殿(敷)其國志。眇哉劉(有)宋、沈約裁其帝籍。至(若)梁陳高氏。朕命勒成、惟周及隋、亦同甄錄。莫不彰善癉惡、激(振)一代之清芬。褒德懲凶、備百王之令典。唯(惟)晉氏膺運、制有中原。上帝啓玄石之圖、下武代黃星之德。及中朝鼎沸(謝)、江左嗣興、並宅寔區、各(累)重徽號、足以飛英麗筆、將美□(方)書。但十有八家、雖存記注、而才非良史、事(書)虧實錄。(榮)緒煩而寡要、(行)思勞而少功。叔寧課虛、滋味同於畫餅。子雲學海、涓滴埋於涸流。處叔不預於中興、法盛莫通於創業。泊乎于(干)・陸・曹・鄧、略紀帝王。鸞・盛・廣・松(謙)、纒編載記。其文既野、其事罕傳。遂使典午清高(塵)、韜(韞)遺芳於簡冊。金行曩誌、闕繼美於驪驪。遐想寂寥、深爲歎息。宜令修國史所更撰晉書、詮次舊聞(文)、裁成義類、俾夫湮落之語、咸使發明。其所須可依修五代史故事。若少學士、亦量事追取。

「鸞・盛・廣・松(謙)、纒編載記」の「松」字について、中華書局本『晉書』は「訟」につくるが、余嘉錫『四庫提要辨證』卷三に據れば、これは「謙」の誤りで、劉謙之を指す。

⑤ 一般にいう十八家晉史の内譯は右の通り。いずれもすでに散佚しているが、清の湯球や黃奭による輯本がある。

九家晉書

- 〔晉〕王隱『晉書』九十三卷（湯球輯本十一卷）
 〔晉〕朱鳳『晉書』十四卷（湯球輯本一卷）
 〔宋〕謝靈運『晉書』三十六卷（湯球輯本一卷）
 〔梁〕蕭子雲『晉書』一百二卷（湯球輯本一卷）
 〔梁〕沈約『晉書』一百一十卷（湯球輯本一卷）
- 九家晉紀
- 〔晉〕陸機『晉紀』四卷（湯球輯本）
 〔晉〕曹嘉之『晉紀』（湯球輯本三卷）
 〔晉〕孫盛『晉陽秋』三十二卷（湯球輯本三卷）
 〔宋〕劉謙之『晉紀』二十三卷（湯球輯本一卷）
 〔宋〕郭季產『續晉紀』五卷（黃奭輯本一卷）
- 湯球の輯本は光緒年間に廣雅書局から『晉書輯本』四十二卷（史學叢書では『九家舊晉書輯本』）臧榮緒晉書十七卷・補遺一卷、王隱晉書十一卷、虞預晉書一卷、朱鳳晉書一卷、謝靈運晉書一卷、蕭子雲晉書一卷、蕭子顯晉史草一卷、沈約晉書一卷、何法盛晉中興書七卷・晉諸公別傳一卷、『晉紀輯本』五卷（干寶晉紀一卷、陸機晉紀一卷、陸機惠帝起居注一卷、曹嘉之晉紀一卷、鄧粲晉紀一卷、劉謙之晉紀一卷、裴松之晉紀一卷）、『漢晉春秋輯本』四卷（習鑿齒漢晉春秋三卷、杜延業晉春秋一卷）がある。
- 黃奭の輯本は光緒十九年に漢學堂叢書の一として、『衆家晉史』（裴松之晉紀、蕭子雲晉書、蕭景暢晉史草、沈約晉書・晉錄・晉要事・晉朝雜事・建武故事・晉世譜、李軌晉泰始起居注、李軌晉咸寧起居注、李軌晉泰康起居注、晉山陵故事、晉武帝起居注、晉永安起居注、晉建武起居注、晉太興起居注、李軌晉咸和起居注、晉咸康起居注、晉康帝起居注、晉永和起居注、晉孝武帝起居注、晉太元起居注、晉隆安起居注、晉義熙起居注、三國志注引晉書、世說注引晉書、文選注引晉紀、北堂書鈔引晉紀、初學記引晉紀、羣書治要所載晉書、白帖引晉紀）がある。
- ⑥ 謝沈『晉書』については、『隋書』經籍志には見えないが、『晉書』卷八二・謝沈傳に「何充・庾冰並稱沈有史才、遷著作郎、撰

『晉書三十餘卷』とみえる。「行思」は彼の字。

⑦ 『舊唐書』卷六六・房玄齡傳

尋與中書侍郎褚遂良受詔重撰晉書、於是奏取太子左庶子許敬宗・中書舍人來濟・著作郎陸元任劉子翼・前雍州刺史令狐德棻・太子舍人李義府薛元超・起居郎上官儀等八人、分功撰錄、以臧榮緒晉書爲主、參考諸家、甚爲詳洽。然史官多是文詠之士、好採詭譎碎事、以廣異聞。又所評論、競爲綺豔、不求篤實、由是頗爲學者所譏。

⑧ 『史通』卷五、內篇、採撰第十五

晉世雜書、諒非一族、若語林・世說・幽明錄・搜神記之徒、其所載或談諧小辨、或神鬼怪物。其事非聖、揚雄所不觀。其言亂神、宣尼所不語。唐朝所撰晉史、多採以爲書。夫以干・鄧之所糞除、王・虞之所糠粃、持爲逸史、用補前傳、此何異魏朝之撰皇覽、梁世之修偏略、務多爲美、聚博爲功、雖取說小人、終見嗤於君子矣

⑨ 初唐の歴史編纂事業と劉知幾『史通』については、稲葉一郎『中國史學史の研究』（京都大學學術出版會、二〇〇六年。第三部。初出は同『中國の歴史思想』（創文社、一九九九年。第四章）に詳説されている。また、増井經夫『史通―唐代の歴史觀』（平凡社、一九六六年）の翻譯は今なお色褪せない。『史通』における唐修『晉書』批判をまとめたものとして、陳得媛「劉知幾《史通》對於唐初撰修《晉書》的批評」（『鄭州大學學報（哲學社會科學版）』五〇（一）、二〇一七年）がある。

⑩ 晉書音義序

晉書音義、余内弟東京處士何超字令升之所纂也。令升、即仲舅商州府君之子。惟我仲舅、實蘊多才。強學懿文、紹興門範。剖符行節、弘闡帝猷。雖位望兼崇、大名猶鬱、而增脩益振、餘慶方鍾。確爾專精、深期克復。時之未與、衣冠之嗣曷沈。道在則聞、儒素之風自遠。不隕其業、斯爲得歎。處士弟約以優閑、滿於墳史。嘗訝晉室之典、未昭其音、思欲發揮前人、啓迪後進。由是博考諸傳、綜覽羣言、研覆異同、撰成音義。亦足以暢先皇旨趣、爲學者司南。式敘其由、勸成其美。三都尚隱、思旌擅洛之文。五等迴封、遠愧平吳之績。巨唐天寶六載、天王左史弘農楊齊宣字正衡序。

⑪ 明清時代における『晉書』研究は、王傳奇「明清兩朝《晉書》研究之比較」（『求索』二〇二二（二）にまとめられており、清代のものには白雪松「乾嘉學者《晉書》研究論析」（『遼寧大學學報（哲學社會科學版）』三九（一）、二〇一一年）に詳しい。

⑫ 『清德宗實錄』卷三二一・光緒十八年五月戊午（一日）條

上御太和殿傳臚。授一甲三人劉福姚爲翰林院修撰、吳士鑑・陳伯陶、爲編修。賜進士及第。

『清德宗實錄』卷四六五・光緒二十六年六月壬午（十二日）條

侍讀載昌爲湖北鄉試正考官。編修吳士鑑爲副考官。

『清德宗實錄』卷四七二・光緒二十六年九月戊寅（十日）條

編修吳士鑑提督江西學政。

このほか、注⑬の鄒氏論文では會典館漢文總校、武英殿總纂に充てられたとあるが、筆者はその史料を確認していない。

⑬ 『清史稿』の成立とそこにおける吳士鑑の働きについては、鄒愛蓮『清史稿』纂修始末研究』（『清史研究』二〇〇七年一期）に見ることができ。

⑭ 李玉安・黃正雨『中國藏書家通典』（中國國際文化出版社、二〇〇五年）参照。

⑮ この本は封面に鄭孝胥の手になる「戊辰孟春 晉書斟注 孝胥」と、吳興劉氏嘉業堂刊」との木記があることから民國十七年の正月に劉承幹の嘉業堂で刊行されたものとみて良いだろう。一般に『晉書斟注』といえば藝文印書館の注疏本二十五史シリーズが最も手に取り易いが、こちらの封面には鄭沅の題端とともに「著雍執徐之歲刊於京師」との木記があるから戊辰（一九二八年）に京師で刊刻されたものであることが分かる。この両者は書影が酷似しているため、後者（京師刊本）は前者（嘉業堂本）を京師で覆刻したものであると考えられる。

⑯ 應劭・字は仲瑗（『後漢書』では仲遠、『隸續』卷二二「劉寬碑陰門生名・『漢官儀』では仲瑗）。生卒年不詳。汝南南頓の人。漢書に註した人物。『隋書』經籍志に「漢書集解音義」二十四卷（應劭撰）。父の應奉は司隸校尉。『後漢書』本傳に據れば、幼少より「篤學、博覽多聞」であり、靈帝の時に孝廉に推擧され、車騎將軍何苗に辟されて掾となった。蕭縣縣令、御史營令。熹平二（二七三）年には郎官となり、六年には汝南主簿となる。中平六（一八四）年、泰山太守。初平二（二九一）年、曹操の命を奉じて曹嵩を送るも、陶謙が先に到り、曹嵩が殺される。應劭は曹操に罪せられることを怖れ、袁紹に投じ、袁紹の軍謀校尉となった。その後、鄆縣にて卒した。『後漢書』卷四八に立傳。

- ⑰ 服虔…字は子慎。初名は重、また祗と改名し、後に虔と名乗った、河南滎陽の人。生卒年不詳。鄭玄の『左傳』注解の資料を撮取して『春秋左氏傳解詁』を著わした。孝廉に擧げられたのち、中平年間には九江太守を拜し、病没するまでに賦・碑・誄・書記・連珠・九憤など十餘篇を遺したと傳わる。『後漢書』卷七九下に立傳。
- ⑱ 顔師古・顔籀、字は師古。雍州萬年の人。北周の顔之推の孫。若くして家業を継ぎ、「羣書を博覽し、尤け詰訓に精にして、屬文を善く」した。隋の仁壽年間、尙書左丞李綱の推薦で安義尉を授けられたが、事に坐して免ぜられ長安に歸り、そこから十年にわたり、教授を生業とした。高祖李淵が起義すると、長春宮に謁見し、朝散大夫を授けられ、平京城に従い、煬煬公府文學を拜し、起居舍人につり、中書舍人に遷つて、機密を掌るようになる。當時、制誥は皆な顔師古の手になった。太宗が踐祚すると、中書侍郎に拔擢され、琅邪縣男に封ぜられる。太宗は師古に祕書省にて五經を考定させ、貞觀三年に定本を上奏する。貞觀七年には祕書少監を拜し、諸本を校訂した。貞觀十一年には『大唐五禮』百卷の撰定に與り、翌十二年には孔穎達らによる『五經正義』撰定に關わる。また貞觀十五年には皇太子承乾の命により『漢書』の注を作る。『舊唐書』卷七五、『新唐書』卷一九八に立傳。
- ⑲ 李賢・唐高宗の第八皇子、母は則天武后。『舊唐書』卷八六に立傳。永徽六(六五五)年、潞王に封ぜられ、顯慶元(六五六)年には岐州刺史に遷り、雍州牧・幽州都督を加えらる。龍朔元(六六一)年、沛王につり、揚州都督を加えられる。龍朔二年、揚州大都督を加えられる。麟德二(六六五)年には右衛大將軍を加えられる。咸亨三(六七二)年、徳と改名し、上元元(六七四)年には賢に戻す。上元二年に孝敬皇帝が薨すると、六月、立太子される。當時の學者太子左庶子張大安・太子洗馬劉訥言・洛州司戸格希元・學士許叔牙・成玄一・史藏諸・周寶寧等とともに、范曄『後漢書』に注した。のちに廢太子の憂き目にあい、自殺を逼られ三十二年の生涯を終えるが、章懷太子と諡される。
- ⑳ 司馬貞・初唐の學者。『史記索隱』を編纂。兩唐書に傳がなく、『史記索隱』序に「朝散大夫國子博士弘文館學士河内司馬貞」とあるのみ。
- ㉑ 張守節・初唐の學者。『史記正義』を編纂。兩唐書に傳がなく、『史記正義』序に「諸王侍讀宣議郎守右清道率府長史張守節」とあるのみ。
- ㉒ 述造・著作をいう。曹丕「與吳質書」に「頃何以自娛、頗復有所述造否。」とみえる。

- ⑳ 蔚・茂盛な様子。「蔚爲大觀」などの用例がある。『宋書』隱逸傳・陶潛傳では「渾渾長源、蔚蔚洪柯。群川載導、衆條載羅」などとみえる。
- ㉑ 鉅製・巨著・大著をいう。用例は多々あるが、曾國藩が「鄧湘皋先生墓表」で「鉅製零章、甄采略盡、爲沅湘者舊集二百卷」と鄧顯鶴を評していたり、『清史稿』禮志一に「高宗御定『三禮義疏』、網羅議禮家言、折衷至當、雅號鉅製」とみえるあたりがわかりやすい。
- ㉒ 當塗・當塗高は漢代の讖書における隱語。三國魏を指す。『後漢書』袁術傳に「又少見讖書、言『代漢者當塗高』、自云名字應之」とあり、章懷太子注に「當塗高者、魏也」とある。また『三國志』魏志文帝紀の「肅承天命」裴注に「太史丞許芝條魏代漢見讖緯于魏王曰、(…中略…)故白馬令李雲上事曰、『許昌氣見於當塗高、當塗高者當昌於許』。當塗高者、魏也。象魏者、兩觀闕是也。當道而高大者魏。」とみえる。
- ㉓ 徵引・引用や引證のこと。
- ㉔ 典午・「司馬」を指す隱語。また晉朝を指す。『三國志』蜀志・譙周傳に「周語次、因書版示立曰、『典午忽兮、月西沒兮』。典午者、謂司馬也。月西者、謂八月也。至八月而文王果崩」とある。
- ㉕ 河洛・本來、黃河と洛水を指すが、ここでは洛陽を指す。『文選』班固「西都賦」に「蓋聞皇漢之初經營也、嘗有意乎都河洛矣。」とあり、李善注に「東都有河南洛陽、故曰河洛也。」とみえる。
- ㉖ 秣陵・南京周辺の古稱。その沿革は『通典』州郡一二・古揚州下に「江寧。本名金陵。秦始皇改爲秣陵。漢丹陽縣在此。建安十六年、吳改爲建業。晉武平吳、遷爲秣陵。又分秣陵立臨江縣。二年、改臨江爲江寧。三年、分秣陵江北立建業、避愍帝諱、改爲建康。後又分置同夏縣。隋平陳、併三縣、置江寧縣、又置蔣州、後廢。大唐初、復爲蔣州、尋廢爲江寧縣。有鍾山・蔣山・石頭城・玄武湖・石頭鎮。」とみえる。
- ㉗ 實錄・『漢書』卷六二・司馬遷傳に「然自劉向・揚雄博極羣書、皆稱遷有良史之材、服其善序事理、辨而不華、質而不俚、其文直、其事核、不虛美、不隱惡、故謂之實錄」とあり、應劭注に「言其錄事實」とある。王先謙集解が「自唐後、每帝修實錄、義取於此」というように、後に史書の一體となる『實錄』の出版にもなる表現。ここでは、唐修『晉書』の成立を「洎乎貞觀、始成實

録」と表現している。

③ 詮次・選擇と編排を。詮は「銓」に通ず。韓愈「進順宗皇帝實錄表狀」に「史官沈傳師等採事得於傳聞、詮次不精、致有差誤。」とある。

③② 敬播・蒲州河東の人。貞觀年間に進士に舉せられ、秘書内省にて顔師古・孔穎達のもとで『隋書』編纂に携わる。『隋書』完成の後、著作郎にうつり、修國史を兼任。許敬宗とともに『高祖實錄』『太宗實錄』の編纂を行い、その功により太子司議郎にうつる。房玄齡からは良史の才を「陳壽の流」と稱えられた。『舊唐書』卷二二九上、儒學傳上に立傳。

③③ 敘例・『史通』外篇・卷一・古今正史第二に

「皇家貞觀中、有詔以前後晉（一脱「晉」字）。史十有八家、制作雖多、未能盡善、乃敕史官更加纂錄。採正典與雜或作「舊」。說數十餘部、兼引偽史十六國書、爲紀十、志二十、列傳七十、載記三十、並敘例・目錄合爲百三十二卷。自是言晉史者、皆棄其舊本、內有編年體、並棄之矣。竟從新撰者焉。

とあり、唐修『晉書』にはもともと「敘例」と「目錄」各一卷が附屬していたことを示すが、『舊唐書』藝文志の段階ですでに百三十卷と表記されることから、かなり早い段階で散逸したものと考えられる。しかし、錢大昕『十駕齋養新錄』卷六では、『史通』各篇から敘例の佚文を拾っている。

『史通』内篇・卷四・序例

案皇朝『晉書』例云、「凡天子廟號、唯書於卷末」。(…中略…)

又、晉齊史例皆云、「坤道卑柔、中宮不可爲紀、今編同列傳、以戒牝雞之晨」。

『史通』外篇・卷十七・雜說中第八

皇家諸學士撰『晉書』、首發凡例、而云「班『漢』皇后除王呂之外、不爲作傳、並編敘行事、寄出外戚篇」。

③④ 擗摺・擗扯とも。著作中において他人の著作を思いのままに割裂し引用することを指す。

劉放『中山詩話』

祥符・天禧中、楊大年・錢文僖・晏元獻・劉子儀以文章立朝、爲詩皆宗向李義山、號「西崑體」、後進多竊義山語句。賜宴、優

人有爲義山者、衣服敗敝、告人曰「我爲諸館職搗撻至此」。聞者權笑。

③⑤ 香緝・「戢蒼」か。戢蒼は非常に多い様子。『文選』王延壽「魯靈光殿賦」に「芝櫛櫛羅以戢蒼、枝擘杈枒而斜據」とあり、李善注に「戢蒼、衆貌」とある。

③⑥ 罅漏・疏漏、遺漏、漏洞の意。韓愈「進學解」に「補苴罅漏、張皇幽眇。」とあり、また『宋史』卷一六六、杜範傳に「考封椿國用出入之數、而補罅其罅漏。求鹽筴楮幣變更之目、而斟酌其利害。」とみえ、錢大昕『十駕齋養新錄』十六國春秋には「今本有敘事而無贊論、此其罅漏之顯然者。」とある。

③⑦ 闕測・うかがいはかること。ここでは研究することを指す。曾鞏「自福州召判太常寺上殿札子」

其淵謀遠略、必中事幾、善訓嘉謨、可爲世則者、傳聞下土、雖僅得其一二、已足以度越衆慮、非可闕測、可謂有君人之大德。

③⑧ 翰怡京卿・「翰怡」は劉承幹の號。劉承幹は吳興縣南澇鎮の人。字は貞一、號は翰怡・求恕居士など。晩年は嘉業老人と稱した。藏書家、刻書家として著名で、幼年より澇溪書院に學んだ。光緒三十一（一九〇五）年、秀才に合格し、宣統年間に各地の災害に銀三萬兩の義捐を行ったことから、分部郎中、四品卿銜、四品京堂を得た。このことから友人たちから「京卿」と呼ばれた。

③⑨ 商榷・「商推」とも。商討・斟酌すること。『文選』左思「吳都賦」に「剖判庶士、商推萬俗」とあり、劉逵注に「『廣雅』曰、「商、度也」。「推、粗略也」。言商度其粗略」とある。

④⑩ 十八家之史・いわゆる「十八家晉史」については、本稿「はじめに」および注⑤を参照のこと。

④⑪ 『北堂書鈔』・〔唐〕虞世南撰。「北堂」は秘書省の後堂で、虞世南が隋の秘書郎であったときに作つたとされる。巻帙は『隋書』經籍志では一七四卷、『新唐書』藝文志・『郡齋讀書志』では一七三卷とされるが、『玉海』引『中興館閣書目』・『宋史』藝文志および現行本は一六〇卷。現存最古の類書で、詩文作製の語句を諸書中より抜粹し、分類してならべてある。版本として、萬曆二十八年の序をもつ明刊本（常熟陳禹謨校本）があるが、錢曾『讀書敏求記』に「世行北堂書鈔、攙亂增改、無從訂正。向聞嘉禾收藏家有原本、尋訪十餘年而始得、繙閱之、令人心目朗然」とある。四庫全書本もこれを底本とする。弊會では光緒十四年に孔廣陶が孫星衍等の・嚴可均・王引之・顧廣圻らの未完校本に校勘補註を施して出版した南海孔氏三十有三萬卷堂校注重刻陶宗儀傳鈔宋本（『唐代四大類書』清華大學出版社、二〇〇三年。所收影印）を用いた。虞世南については『舊唐書』卷七十二・『新唐書』卷二〇二に

立傳。

- ④2 『藝文類聚』(唐)歐陽詢撰。一百卷。武德七年成書。種々の事柄・文章を諸書より抜粹し、四六部・七二七細目に分けて列擧してある。版本として、上海圖書館藏宋紹興刻本があり、その缺頁を明胡繼宗刻本によって補った二九五九年の中華書局本があり、その影印(『唐代四大類書』清華大學出版社、二〇〇三年。所收影印)を用いた。
- ④3 『太平御覽』(宋)李昉等撰。太平興國二十八年編纂。原名は『太平總類』といい、太宗の御覽に供したことから今名に改められた。五五部・五四二六類目に細分し、各目に諸書の記事を抜粹して分類排列してある。序に據れば、北齊の『修文殿御覽』、唐の『藝文類聚』、『文思博要』など既出の類書から多く採られている。版本としては日本藏の南宋慶元五年蜀刻殘本九四五卷があり、その缺頁を別の宋本で補った『四部叢刊三編』(一九三五年)所收景宋本があり、その重印本(中華書局、一九六〇年)を参照した。載筆・文具を携帯して王事を記録すること。『禮記』曲禮上に「史載筆、士載言」とあり、鄭玄注に「筆、謂書具之屬」とあり、孔穎達疏に「史、謂國史、書錄王事者。王若舉動、史必書之。王若行往、則史載書具而從之也」とある。
- ④4 干・鄧・徐・曹諸紀・干寶・鄧粲・徐廣・曹嘉之の『晉紀』をいう。それぞれの輯本については、注⑤参照。
- ④5 孫氏『陽秋』…孫盛による『晉陽秋』三十二卷を指す。『五代史志』經籍志二・古史に「晉陽秋三十二卷(訖哀帝。孫盛撰。)」とある。すでに散佚している。輯本については注⑤参照。
- ④7 評騭・評定すること。柳宗元「柳常侍行狀」に「敢用評騭舊行、敷贊遺風。」とあり、集注に「董宗說曰、『說文』云、騭、定也、升也。騭、音質。」とある。
- ④8 劉義慶(四〇三—四四四)…劉宋の皇族(武帝劉裕の甥)。『世說新語』の撰者。
- ④9 郭澄之…字は仲靜、太原陽曲の人。『晉書』卷九二・文苑傳に立傳。『郭子』の撰者。『五代史志』經籍志三・小説に「郭子三卷(東晉中郎郭澄之撰。)」とある。
- ⑤0 裴啓…『語林』の撰者。『五代史志』經籍志三・小説に「語林十卷(東晉處士裴啓撰。亡。)」とある。
- ⑤1 參互…相互に參證すること。『周禮』天官、司會に「以參互攷日成。」とあり、賈公彥疏に「相參交互考一日之成。」とある。
- ⑤2 崑緒…『崑』は「端」の假借。端緒をいう。

- ⑤③ 裴注陳志…「裴」は裴松之、「陳」は陳壽、「志」は『三國志』。すなわち、裴松之が陳壽の『三國志』に注した際のことを指す。
- ⑤④ 虞・歐・徐・李諸家類書…虞は『北堂書鈔』の撰者虞世南、歐は『藝文類聚』の撰者歐陽詢、徐は『初學記』の撰者徐堅、李は『太平御覽』の編纂に參與した李昉を指す。
- ⑤⑤ 碎金…精美簡短な詩文のたとえ。『世說新語』文學篇に「桓公見謝安石作簡文論議、看竟、擲與坐上諸客、曰「此是安石碎金。」とみえる。
- ⑤⑥ 田融・車頻之書、和苞・龜龍之記…田融『趙書』、車頻『秦書』、和苞『漢趙記』、段龜龍『涼記』を指す。それぞれ『隋書』經籍志、霸史條にみえる。
- 趙書十卷（一曰二石集、記石勒事。僞燕太傅長史田融撰。）
漢趙記十卷（和苞撰。）
涼記十卷（記呂光事。僞涼著作佐郎段龜龍撰。）
- 車頻『秦書』は經籍志には記述が見られないが、『世說新語』の注や『太平御覽』に佚文が見られる。また、いずれの書も散逸しているが湯球『三十國春秋輯本』に佚文が集められている。
- ⑤⑦ 蕭方等・羊堅之春秋…蕭方等所撰の霸史『三十國春秋』を指す。『隋書』經籍志、霸史に「三十國春秋三十一卷（梁湘東世子蕭方等撰。）とみえ、また羊堅の『三十國春秋』については『北堂書抄』卷一三九に「羊堅等『三十國春秋』とみえる。
- ⑤⑧ 爬梳剔抉…整理して選擇すること。『宋史』律曆志十四に「建安布衣蔡元定著『律呂新書』、朱熹稱其超然遠覽、奮其獨見、爬梳剔抉、參互考尋。」とみえる。「爬梳」は繁亂したものを整えて條理すること。
- 韓愈『送鄭尚書序』に「蜂屯蟻雜、不可爬梳。」とある。剔抉は剔剋抉擇すること。韓愈『進學解』に「爬羅剔抉、刮垢磨光。」とみえる。
- ⑤⑨ 左驗…證據の意。『漢書』楊惲傳に「事下廷尉。廷尉定國考問、左驗明白。」とあり、顏師古注に「左、證左也。言當時在其左右見此事者也。」とある。
- ⑥⑩ 崔鴻之書…崔鴻『十六國春秋』を指す。

- ⑥1 嵇阮…嵇康・阮籍を指す。いづれも竹林の七賢にかぞえられる。
- ⑥2 荀彧…字は文若、潁川潁陰の人。曹操の右腕として活躍。『三國志』卷十、「後漢書」卷七十に立傳。
- ⑥3 劉穆之…字は道和、東莞莒の人。漢の齊悼惠王肥の後裔。『宋書』卷四二に立傳。
- ⑥4 王育…字は伯春、京兆の人。この一文の指すところは『晉書』卷八九、忠義、王育傳にみえる。
王育字伯春、京兆人也。少孤貧、爲人備牧羊、每過小學、必歎歎流涕。時有暇、卽折蒲學書、忘而失羊、爲羊主所責、育將鬻己以償之。同郡許子章、敏達之士也、聞而嘉之、代育償羊、給其衣食、使與子同學、遂博通經史。身長八尺餘、鬚長三尺、容貌絕異、音聲動人。子章以兄之子妻之、爲立別宅、分之資業、育受之無愧色。然行己任性、頗不偶俗。妻喪、弔之者不過四五人、然皆鄉閭名士。
- 太守杜宣命爲主簿。俄而宣左遷萬年令、杜令王攸詣宣、宣不迎之、攸怒曰、「卿往爲二千石、吾所敬也。今吾儕耳、何故不見迎。欲以小雀遇我、使我畏死鶴乎」。育執刀叱攸曰、「君辱臣死、自昔而然。我府君以非罪黜降、如日月之蝕耳、小縣令敢輕辱吾君。汝謂吾刀鈍邪、敢如是乎」。前將殺之。宣懼、跣下抱育、乃止。自此知名。
- 司徒王渾辟爲掾、除南武陽令。爲政清約、宿盜逃奔他郡。遷并州督護。成都王穎在鄴、又以育爲振武將軍。劉元海之爲北單于、育說穎曰、「元海今去、育請爲殿下促之、不然、懼不至也」。穎然之、以育爲破虜將軍。元海遂拘之、其後以爲太傅。
- ⑥5 元海…漢の建國者劉淵。唐修『晉書』においては、高祖李淵の諱を避けて字の元海で表記される。『晉書』卷一〇一に載記。
- ⑥6 韋忠…字は子節、平陽の人。『晉書』卷八九・忠義・韋忠傳
韋忠。字子節、平陽人也。少慷慨、有不可奪之志。好學博通、性不虛諾。閉門修己、不交當世、每至吉凶、親表贈遺、一無所受。年十二、喪父、哀慕毀悴、杖而後起。司空裴秀弔之、匍匐號訴、哀慟感人。秀出而告人曰、「此子長大必爲佳器。」歸而命子節造焉。服闋、遂廬於墓所。頌慕而造之、皆託行不見。家貧、藜藿不充、人不堪其憂、而忠不改其樂。頗爲僕射、數言之於司空張華、華辟之、辭疾不起。人問其故、忠曰、「吾茨簷賤士、本無宦情。且茂先華而不實、裴頠慾而無厭、棄典禮而附賊后、若此、豈大丈夫之所宜行邪。裴常有心託我、常恐洪濤蕩嶽、餘波見漂、況可臨尾閭而闐沃焦哉」。
- 太守陳楚迫爲功曹。會山羌破郡、楚攜子出走、賊射之、中三創。忠冒刃伏楚、以身捍之、泣曰、「韋忠願以身代君、乞諸君哀

之。」亦遭五矢。賊相謂曰、「義士也」。舍之。忠於是負楚以歸。後仕劉聰、爲鎮西大將軍、平光校尉、討叛羌、矢盡、不屈節而死。

⑥7 劉敏元・字は道光、北海の人。『晉書』卷八九・忠義・劉敏元傳

劉敏元。字道光、北海人也。厲己修學、不以險難改心。好星曆陰陽術數、潛心易・太玄、不好讀史、常謂同志曰、「誦書當味義根、何爲費功於浮辭之文。易者、義之源、太玄、理之門、能明此者、即吾師也」。

永嘉之亂、自齊西奔。同縣管平年七十餘、隨敏元而西、行及滎陽、爲盜所劫。敏元已免、乃還謂賊曰、「此公孤老、餘年無幾、敏元請以身代、願諸君舍之」。賊曰、「此公於君何親」。敏元曰、「同邑人也。窮蹙無子、依敏元爲命。諸君若欲役之、老不堪使、若欲食之、復不如敏元、乞諸君哀也」。有一賊瞋目叱敏元曰、「吾不放此公、憂不得汝乎」。敏元奮劍曰、「吾豈望生邪。當殺汝而後死。此公窮老、神祇尙當哀矜之。吾親非骨肉、義非師友、但以見投之故、乞以身代。諸大夫慈惠、皆有聽吾之色、汝何有視面目而發斯言」。顧謂諸盜長曰、「夫仁義何常、寧可失諸君子。上當爲高皇・光武之事、下豈失爲陳項乎。當取之由道、使所過稱詠威德、奈何容畜此人以損盛美。當爲諸君除此人、以成諸君霸王之業」。前將斬之。盜長遽止之、而相謂曰、「義士也。害之犯義」。乃俱免之。後仕劉曜、爲中書侍郎・太尉長史。

⑥8 錢氏大昕謂、「當見諸載記」・錢大昕『十駕齋養新錄』卷四・列女條に

晉書、以僞爲諸國別爲載記。前涼張氏・西涼李氏、不失臣節、仍歸列傳。此史例之善者也。至如劉聰妻劉・苻堅妻張・苻登妻毛・慕容垂妻段等、守義不污、自當附于載記。其家既非晉臣、又非晉詔所褒、以風馬牛不相及之人、與中邦中輻同爲一科、於限斷之法、何枉敬播。諸人難免師心自用之譏矣。張天錫・李嵩、本爲晉臣其妻妾入于晉之列女、是爲允當、不當與劉・苻・慕容一槩而論也。

とみえる。晉の臣下の妻と、五胡諸國の妻を同じ列女傳にならべることにについて、錢大昕も否定的な立場を取っていることがわかる。序原文の「當見諸載記」というのは、この條の内容を指す。

⑥9 拔圍亮遁…これは『晉書』卷一・宣帝紀の以下の部分を指す。

亮屯鹵城、據南北二山、斷水爲重圍。帝攻拔其圍、亮宵遁、追擊破之、俘斬萬計。

⑦⑥ 漢晉春秋所言正與相反…『漢晉春秋』における關係部分は以下の通り。

『漢晉春秋』卷二

建興九年二月伐魏。亮圍祁山、招鮮卑軻比能、比能等至故北地石城以應亮。於是魏大司馬曹真有疾。司馬宣王自荊州入朝、魏明帝曰、「西方事重、非君若可付者」。乃使西屯長安、都督張郃、費耀、戴陵、郭淮等。宣王使耀、陵留精兵四千守上邽、餘衆悉出西救祁山。郃欲分兵駐雍、郿、宣王曰、「料前軍能獨當之者、將軍言是也。若不能當而分爲前後、此楚之三軍所以爲黥布禽也」。遂追。亮分兵留攻、自逆宣王於上邽。郭淮費耀等微亮、亮破之、因大芟刈其麥、與宣王遇於上邽之東、斂兵依險、軍不得交、亮引兵而還、宣王尋亮至於鹵城。張郃曰、「彼遠來逆我、我請戰不得、謂我利在不戰、欲以長計制之也。且祁山知大軍以在近、人情自固、可止屯於此、分爲奇兵、示出其後、不宜進前而不敢逼、坐失民望也。今亮懸軍食少、亦行去矣」。宣王不從、故尋亮。既至、又登山掘營、不肯戰。賈詡・魏平數請戰、因曰、「公畏蜀如畏虎、奈天下笑何」。宣王病之。諸將咸請戰。五月辛巳、乃使張郃攻無當監何平於南圍。自案中道向亮。亮使魏延・高翔・吳班赴拒、大破之。獲甲首三千級、衣鎧五千領、角弩三千一百張、宣王還保營。

⑦⑦ 習氏…ここでは『漢晉春秋』の撰者習鑿齒を指す。

⑦⑧ 『長歷(曆)…乾隆帝の避諱による。杜預所撰の『春秋長曆』を指す。原書は早に失われたが、『晉書』卷一八・律曆志下・春秋長曆條に一部保存されている。

⑦⑨ 翔實…詳盡確實の意。翔は「詳」に通じる。『漢書』西域傳序に「自宣・元後、單于稱藩臣、西域服從、其土地山川・王侯戶數・道里遠近翔實矣」とあり、顏師古注に「翔與詳同、假借用耳」とある。

⑦⑩ 沈約(四四一―五一三)…六朝時代の文學者・政治家。『宋書』の撰者。字は休文。吳興武康の人。南朝宋から齊に仕え、御史中丞となるが、梁の武帝即位に協力し、その後は尙書僕射、侍中として活躍。詩人としては、謝朓・任昉らとともに、齊の竟陵王蕭子良に招かれた「竟陵八友」の中心。「四聲八病說」を唱え、「永明體」と呼ばれる詩の音律の法則を規定し、その實踐に努めた。『宋書』自序のほか、『梁書』卷一三に立傳。

⑦⑪ 徵信、『禮記』中庸の「上なるものは善と雖もしる徵無し、徵無ければ信ぜられず(上焉者雖善無徵、無徵不信)」という句に由来し、

- もと「徵」は明かな證據をいう。清朝考證學を象徴する言葉で、證據を出して明らかに示す、信頼にたることを徵すことをいう。
- ⑦⑥ 李淳風・岐州雍の人。貞觀年間に活躍した天文家。天文、曆算、陰陽の學に明るく、高祖朝の改曆に携わった傅仁均の曆議を批判し、將仕郎（從九品文散官）待遇で太史局に入り、貞觀七（六三三）年、黃道環・赤道環・白道環よりなる三辰儀を備えた「渾天儀」を作る。また前代渾儀得失の差を論じた『法象志』七卷を上奏した。太宗はこれを褒め、その儀を凝暉閣に置き、承務郎を加授した。貞觀十五（六四二）年、太常博士、ついで太史丞となり、『晉書』および『五代史志』の修撰にあずかり、天文・律曆・五行志を作る。貞觀二十二（六四八）年、太史令に遷る。顯慶元（六五六）年には修國史の功により昌樂縣男に封ぜられる。また國子監算學博士梁述・太學助教王眞儒らと詔を受けて五曹・孫子十部算經を注解。完成すると高宗は國學に行用せしめた。龍朔二（六六二）年、祕閣郎中となる。日本の儀鳳曆の元となる「麟德曆」を作成する。咸亨年間に六十九で卒した。『舊唐書』卷七九・『新唐書』卷二〇四、方技傳に立傳。
- ⑦⑦ 推重・推許尊重の意。權德輿「奉和許閣老酬淮南崔十七端公見寄」に「文辭嘗推重、單辭忽受誣。」とみえる。
- ⑦⑧ 丁氏國鈞・丁國鈞。江蘇常熟の人。字は秉衡、號は秉衡居士。室名は荷香館。
- 『清史稿』卷一四六、藝文二、史部、正史
- 『補晉書藝文志』四卷、『晉書校文』五卷。丁國鈞撰。
- ⑦⑨ 盧氏文昭・盧文昭。餘姚の人。字は召弓、室名を抱經堂といい、自ら校勘した書籍は『抱經堂叢書』として名高い。傳記史料としては『清史稿』卷四八一・儒林傳内の本傳のほか、段玉裁による「翰林院侍讀學士盧公墓誌銘」（『經韻樓集』卷八）など。
- ⑧⑩ これは『晉書』卷三六・衛恆傳に引く『四體書勢』に「漢武時、魯恭王壞孔子宅、得尙書・春秋・論語・孝經。」とあることを指す。
- ⑧⑪ 『六藝論』・鄭玄所撰の『六藝論』。經學の著作。すでに散佚しており、今は輯本が十種遺るのみ。皮錫瑞『六藝論疏證』などが注釋として名高い。
- ⑧⑫ 王隱對祖納之言、既見納傳、復見隱傳…ここにみえる王隱と祖納のやりとりは以下の通り。
- 『晉書』卷六二、祖納傳

後爲中護軍・太子詹事、封晉昌公。以洛下將亂、乃避地東南。元帝作相、引爲軍諮祭酒。納好弈某、王隱謂之曰、「禹惜寸陰、不聞數某。」對曰、「我亦忘憂耳。」隱曰、「蓋聞古人遭逢、則以功達其道、若其不遇、則以言達其道。古必有之、今亦宜然。當晉未有書、而天下大亂、舊事蕩滅、君少長五都、遊宦四方、華裔成敗、皆當聞見、何不記述而有裁成。應仲遠作風俗通、崔子眞作政論、蔡伯喈作勸學篇、史游作急就章、猶皆行於世、便成沒而不朽。僕雖無才、非志不立、故疾沒世而無聞焉、所以自強不息也。況國史明乎得失之跡、俱取散愁、此可兼濟、何必圖慕然後忘憂也。」納喟然歎曰、「非不悅子之道、力不足耳。」乃言之於帝曰、「自古小國猶有史官、況於大府、安可不置。」因舉隱、稱「清純亮直、學思沈敏、五經羣史多所綜悉、且好學不倦、從善如流。若使修著一代之典、褒貶與奪、誠一時之備也。」帝以問記室參軍鍾雅、雅曰、「納所舉雖有史才、而今未能立也。」事遂停。然史官之立、自納始也。

『晉書』卷八二、王隱傳

建興中、過江、丞相軍諮祭酒涿郡祖納雅相知重。納好博弈、每諫止之。納曰、「聊用忘憂耳。」隱曰、「蓋古人遭時、則以功達其道。不遇、則以言達其才、故否泰不窮也。當今晉未有書、天下大亂、舊事蕩滅、非凡才所能立。君少長五都、遊宦四方、華夷成敗皆在耳目、何不述而裁之。應仲遠作風俗通、崔子眞作政論、蔡伯喈作勸學篇、史游作急就章、猶行於世、便爲沒而不朽。當其同時、人豈少哉。而了無聞、皆由無所述作也。故君子疾沒世而無聞、易稱自強不息、況國史明乎得失之跡、何必博弈而後忘憂哉。」納喟然歎曰、「非不悅子之道、力不足也。」乃上疏薦隱。元帝以草創務殷、未遑史官、遂寢不報。

⑧3 李雄告張淳之語、既見張駿傳、復見載記……ここにみえる李雄と張淳のやりとりは以下の通り。

『晉書』卷八六、張駿傳

先是、駿遣傅穎假道于蜀、通表京師。李雄弗許。駿又遣治中從事張淳稱藩于蜀、託以假道焉。雄大悅。雄又有憾於南氏楊初、淳因說曰、「南氏無狀、屢爲邊害、宜先討百頃、次平上邽。二國并勢、席卷三秦、東清許洛、掃氣燕趙、拯二帝梓宮於平陽、反皇輿於洛邑、此英霸之舉、千載一時。寡君所以遣下臣冒險通誠、不遠萬里者、以陛下義聲遠播、必能愍寡君勤王之志。天下之善一也、惟陛下圖之。」雄怒、僞許之、將覆淳於東峽。蜀人橋贊密以告淳。淳言於雄曰、「寡君使小臣行無迹之地、通百蠻之城、萬里表誠者、誠以陛下義矜勳力之臣、能成人之美節故也。若欲殺臣者、當顯於都市、宣示衆目、云涼州不忘舊義、通使琅邪、

爲表忠誠、假途於我、主聖臣明、發覺殺之。當令義聲遠著、天下畏威。今盜殺江中、威刑不顯、何足以揚休烈、示天下也。」雄大驚曰、「安有此邪。當相放還河右耳。」雄司隸校尉景鸞言於雄曰、「張淳壯士、宜留任之。」雄曰、「壯士豈爲人留、且可以卿意觀之。」鸞謂淳曰、「卿體大、暑熱、可且遣下吏、少往須涼。」淳曰、「寡君以皇輿幽辱、梓宮未反、天下之恥未雪、蒼生之命倒懸、故遣淳來、表誠大國。所論事重、非下吏能傳。若下吏所了者、則淳本亦不來。雖有火山湯海、無所辭難、豈寒暑之足避哉。」雄曰、「此人矯矯、不可得用也。」厚禮遣之。謂淳曰、「貴主英名蓋世、土險兵盛、何不稱帝自娛一方。」淳曰、「寡君以乃祖乃父世濟忠良、未能雪天人之大恥、解衆庶之倒懸、日昃忘食、枕戈待旦。以琅邪中興江東、故萬里翼戴、將成桓文之事、何言自娛邪。」雄有慚色、曰、「我乃祖乃父亦是晉臣、往與六郡避難此都、爲同盟所推、遂有今日。琅邪若能中興大晉於中州者、亦當率衆輔之。」淳還至龍鶴、募兵通表、後皆達京師、朝廷嘉之。

『晉書』卷一一一、李雄載記

雄以中原喪亂、乃頻遣使朝貢、與晉穆帝分天下。張駿領秦梁。先是、遣傅穎假道于蜀、通表京師、雄弗許。駿又遣治中從事張淳稱藩于蜀、託以假道。雄大悅、謂淳曰、「貴主英名蓋世、土險兵強、何不自稱帝一方。」淳曰、「寡君以乃祖世濟忠良、未能雪天下之恥、解衆人之倒懸、日昃忘食、枕戈待旦。以琅邪中興江東、故萬里翼戴、將成桓文之事、何言自取邪！」雄有慚色、曰、「我乃祖乃父亦是晉臣、往與六郡避難此地、爲同盟所推、遂有今日。琅邪若能中興大晉於中夏、亦當率衆輔之。」淳還、通表京師、天子嘉之。

⑧4 齊王冏之奏、張華・解系兩傳悉錄……ここにいう齊王冏の上奏は以下の通り。

『晉書』卷二六、張華傳

冏於是奏曰、

臣聞興微繼絕、聖王之高政。貶惡嘉善、春秋之美義。是以武王封比干之墓、表商容之閭、誠幽明之故有以相通也。孫秀逆亂、滅佐命之國、誅骨鯁之臣、以斷喪王室。肆其虐戾、功臣之後、多見泯滅。張華・裴頠各以見懼取誅於時、解系・解結同以羔羊並被其害、歐陽建等無罪而死、百姓憐之。今陛下更日月之光、布維新之命、然此等諸族未蒙恩理。昔欒郤降在早隸、而春秋傳其違。幽王絕功臣之後、棄賢者子孫、而詩人以爲刺。臣備忝在職、思納愚誠。若合聖意、可令羣官通議。

議者各有所執、而多稱其冤。壯武國臣竺道又詣長沙王、求復華爵位、依違者久之。

『晉書』卷六十、解系傳

後齊王罔起義時、以裴・解爲冤首。倫・秀既誅、罔乃奏曰、

臣聞興微繼絕、聖主之高政。貶惡嘉善、春秋之美談。是以武王封比干之墓、表商容之閭、誠幽明之故有以相通也。孫秀逆亂、滅佐命之國、誅骨鯁之臣、以斲喪王室、肆其虐戾、功臣之後、多見泯滅。至如張華・裴頠、各以見憚取誅於時、系・結同以羔羊被害、歐陽建等無罪而死、百姓憐之。陛下更日月之光照、布惟新之明命、然此等未蒙恩理。昔纘郤隆在阜隸、而春秋傳其人。幽王絕功臣之後、棄賢者子孫、而詩人以爲刺。臣備忝右職、思竭股肱、獻納愚誠。若合聖意、可羣官通議。八坐議以「系等清公正直、爲姦邪所疾、無罪橫戮、冤痛已甚。如大司馬所啓、彰明枉直、顯宣當否、使冤魂無愧無恨、爲恩大矣。」永寧二年、追贈光祿大夫、改葬、加弔祭焉。

⑧5 盈篇累牘・文字が多いことの形容。俞樾『古書疑義舉例』古人行文不嫌疏略例に「必一一載之簡策、則累牘而不能盡矣。」とあり『隋書』卷六六、李諤傳に「連篇累牘、不出月露之形。積案盈箱、唯是風雲之狀。」とある

⑧6 徐寧事蹟附於桓彝之末、而於彝傳復錯出其文、未免複緇……ここにいう徐寧の事蹟は、

『晉書』卷七四、桓彝傳附徐寧條

於時王敦擅權、嫌忌士望、彝以疾去職。嘗過輿縣、縣宰徐寧、字安期、通朗博涉、彝遇之、欣然停留累日、結交而別。先是、庾亮每屬彝覓一佳吏部、及至都、謂亮曰、「爲卿得一吏部矣。」亮問所在、彝曰「人所應有而不必有、人所應無而不必無。」徐寧眞海岱清士」。因爲敘之。即遷吏部郎、竟歷顯職。(…中略…)

徐寧者、東海鄉人也。少知名、爲輿縣令。時廷尉桓彝稱有人倫鑒識、彝嘗去職、至廣陵尋親舊、還遇風、停浦中、累日憂悒、因上岸、見一室宇、有似廨署、訪之、云是輿縣。彝乃造之。寧清惠博涉、相遇欣然、因留數夕。彝大賞之、結交而別。至都、謂庾亮曰「吾爲卿得一佳吏部郎。」語在彝傳。即遷吏部郎・左將軍・江州刺史、卒官。

⑧7 洪氏亮吉・洪亮吉(一七四六一一八〇九)、江蘇陽湖の人。字は君直、穉存、元陽、夢殊など、號は更生居士、又疇、華峰など、室名は更生齋、墨銘軒、卷施閣など。乾隆三十四年の生員、乾隆三十九年の貢生、乾隆四十五年の舉人、乾隆五十五年の一甲二名

進士を歴て、翰林院編修、順天鄉試同考官、貴州學政、咸安宮總裁、實錄纂修官、教習庶吉士を歴任する。上書が嘉慶帝の怒りに触れ、伊犁に流され、赦された後は著作に専念する。傳記史料として、『清史稿』卷三五六、『清史列傳』卷六九の列傳および、趙懷玉「奉直大夫翰林院編修洪君亮吉墓誌銘」、謝階樹「洪稚存先生傳」、惲敬「前翰林院編修洪君事迹」（いずれも『碑傳集』卷五一）がある。

⑧⑧ 宜削去彝傳數行…この句の原文は洪亮吉『曉讀書齋初錄』卷下にみえる。

晉書桓彝傳後附徐寧一傳、兩傳皆云、彝過縣與寧結交、及得一佳吏部事云云。殊屬疊牀架屋。愚以爲、此事當載寧傳、彝傳前數行削去可也。

⑧⑨ 錢氏大昕：錢大昕（一七二八—一八〇四）は清の考證學者。字は曉徵、及之など。號は辛楣、竹汀居士など。潛研堂、得自怡齋、十駕齋などの室名を持つ。嘉定の人。傳記史料として、『清史稿』卷四八一、『清史列傳』卷六八、江藩「錢詹事大昕記」（『國朝耆獻類徵初編』卷二二八）、王昶「詹事府少詹事錢君大昕墓誌銘」（『碑傳集』卷四九卷）などがある。

⑨⑩ 芟薙…兩字とも刈り取ること。ここでは削除すること。

⑨① 芟薙附傳文省而事無漏…この句の原文は『二十二史考異』卷二二・晉書・桓彝傳條にみえる。

嘗過興縣、縣宰東海徐寧。傳末又附徐寧事、凡百二十事、與此略同。若於此文「竟歷顯職」之下、增入八字、云「終左將軍江州刺史」、而後條則盡芟之、則文省而事亦無漏矣。

⑨② 本紀漢運垂終之語、出自宣王…『晉書』、『魏略』（『三國志』表注）の記述は以下の通り。ただし、『魏略』の該當部分では確かに陳羣・桓階の發言とされるが「諸明圖緯者、皆言」として「漢行氣盡」の語が見られるのみである。

『晉書』卷一、宣帝紀

魏武帝曰、「此兒欲踞吾著爐炭上邪。」答曰、「漢運垂終、殿下十分天下而有其九、以服事之。權之稱臣、天人之意也。虞・夏・殷・周不以謙讓者、畏天知命也。」

『三國志』卷一、武帝紀、表注

魏略曰、孫權上書稱臣、稱說天命。王以權書示外曰、「是兒欲踞吾著爐火上邪。」侍中陳羣、尚書桓階奏曰、「漢自安帝已來、政

去公室、國統數絶、至於今者、唯有名號、尺土一民、皆非漢有、期運久已盡、曆數久已終、非適今日也。是以桓靈之間、諸明圖緯者、皆言『漢行氣盡、黃家當興』。殿下應期、十分天下而有其九、以服事漢、羣生注望、遐邇愆歎、是故孫權在遠稱臣、此天人之應、異氣齊聲。臣愚以爲虞夏不以謙辭、殷周不吝誅放、畏天命命、無所與讓也。」

⑨③ 智囊往矣之語、本諸蔣濟…唐修『晉書』・干寶『晉書』（『三國志』裴注）の記述は以下の通り。

『晉書』卷一、高祖宣帝紀

大司農桓範出赴爽、蔣濟言於帝曰、「智囊往矣。」帝曰、「爽與範內疏而智不及、駑馬戀棧豆、必不能用也。」

『三國志』卷九、曹真傳、裴注

干寶晉書曰、桓範出赴爽、宣王謂蔣濟曰、「智囊往矣。」濟曰、「範則智矣、駑馬戀棧豆、爽必不能用也。」

⑨④ 咸寧詔禁於前、義熙議禁於後…『宋書』卷十五・禮志に「晉武帝咸寧四年、又詔曰、此石獸碑表、既私褒美、興長虛僞、傷財害人、莫大於此。一禁斷之。其犯者雖會赦令、皆當毀壞。至元帝太興元年、有司奏、故驃騎府主簿故恩營葬舊君顧榮、求立碑。詔特聽立。自是後、禁又漸頽。大臣長吏、人皆私立。義熙中、尙書祠部郎中裴松之又議禁斷、於是至今」とある。

⑨⑤ 金石錄所載鄭烈彭祈以下二十餘碑…『金石錄』は宋の趙明誠撰。三十卷。宣和（一一一九〜一二二五）年間刊。歐陽脩『集古錄』に倣つて編纂された、秦から五代に至る金文・石刻を収集した書籍。『金石錄』卷二に「第二百九十一 晉右將軍鄭烈碑」「第二百九十四 晉護羌校尉彭祈碑」「第二百九十五 晉彭祈碑陰」が記され、以下「第三百十七 晉夜郎太守毋稚碑」まで晉の碑銘が並ぶ。

⑨⑥ 文館詞林所載碑銘…『文館詞林』は唐の許敬宗撰。一〇〇〇卷。唐代以前の詩文を収集・分類した書籍。顯慶三（六五八）年上呈。中國では宋代に散逸し、日本の高野山などに鈔本が傳わる。後、阿部隆一・尾崎康『影弘仁本文館詞林』（古典研究會、一九六九）によつて二七卷餘が復元された。ここでは『文館詞林』に収録された晉の碑銘を指す。

⑨⑦ 唐人僞刻周孝侯碑…『周孝侯碑（平西將軍周府君碑）』は、吳・西晉の武將である周處の功績を記した碑銘。銘文によると、陸機の撰文、王羲之の書とされ、元和六年（八一二）に重修されている。實際は西晉ではなく唐代に建立されたと考えられ、本文で言う「僞刻」とはこのことを指す。

⑨⑧ 解系…ここで比較對象として解系が登場するのは、周處が司馬彤の命を受け、齊萬年に對して勝ち目のない戦いを挑んだ際、解

系が盧播と共に從軍していたためか。

『晉書』卷六十、解系傳

彤復命處進討、乃與振威將軍盧播・雍州刺史解系攻萬年於六陌。將戰、處軍人未食、彤促令速進、而絕其後繼。處知必敗、賦詩曰、去去世事已、策馬觀西戎。藜藿甘梁黍、期之克令終。言畢而戰、自旦及暮、斬首萬計。弦絕矢盡、播・系不救。左右勸退、處按劍曰、此是吾效節授命之日、何退之爲。且古者良將受命、鑿凶門以出、蓋有進無退也。今諸軍負信、勢必不振。我爲大臣、以身徇國、不亦可乎。遂力戰而沒。

⑨⑨ 幸有潘岳誄文、錄於蕭選・『文選』卷五七・誄下・潘安仁・馬汧督誄并序・李善注に「臧榮緒晉書曰、汧督馬敦、立功孤城、爲州司所枉、死於囹圄。岳誄之」とある。また、『晉書』に馬敦の功績が記されていない點に關しては、『四庫全書總目提要』史部・正史類一・晉書一百三十卷・內府刊本に「卽如文選注馬汧督誄、引臧榮緒・王隱書、稱馬汧立功孤城、死於非罪、後加贈祭。而晉書不爲立傳、亦不附見於周處・孟觀等傳」とある。

⑩⑩ 李雄之破涪城、譙登遇害・『晉書』卷五・孝懷帝紀に「(永嘉五年春正月)乙亥、李雄攻陷涪城、梓潼太守譙登遇害」とある。

⑩⑩ 常璩國志、言之甚詳・『華陽國志』の記載は以下の通り。

『華陽國志』卷十一 譙登傳
譙登、字慎明、巴西西充國人、譙周孫也。(…中略…)會羅美殺雄太尉李離、舉梓潼來降、登還進涪城。雄自攻登、爲登所破。而尚將張羅進屯犍爲之合水、文碩殺雄太宰李國、以巴西降。羅遣軍掠廣漢、破雄叔父驤、虜其妻子、募人斫雄頭、賊以向困。而尚本參佐恨登之見矜侮、不供其軍食。益州刺史皮素至巴東、敕平西送故遣將張順・楊顯救登。至墊江、素遇害、順・顯還。雄知登乏食、遣驥致攻。兵窮士餓、誓死不退。衆亦餓死而無去者。永嘉三年、爲驥所生得、輿登致雄。言辭慷慨、涕泣獻敬。無服降臣折情、雄乃殺之。囚其軍士、皆以爲奴虜、畀兵士。而連陰雨百餘日、雄中以登爲枉、而所領無辜、怒氣感天。下赦出登軍士湮沒者。

⑩⑩ 竟不得與麴允同名忠義・『晉書』卷八九・忠義・麴允傳に「(愍)帝至平陽、爲劉聰所幽辱。允伏地號哭不能起。聰大怒、幽之於獄、允發憤自殺。聰嘉其忠烈、贈車騎將軍、諡節愍侯」とある。許肅は麴允同様に愍帝に忠義を盡くしたにも関わらず、『晉書』忠

義傳に名を連ねられなかったことを言う。

⑩ 別傳・『太平御覽』に以下の記述がある。

『太平御覽』卷四一八、忠貞

許肅別傳曰、肅爲愍帝侍中。左衛將軍趙武將與肅齊心拒守、而外救已退。城遂陷沒、幽逼愍帝、送于平陽。肅復冒難、侍帝左右。劉載乃以帝爲歸漢王。頃之、陰行鳩毒、帝因食心悶。欲見許侍中、肅馳詣賊、相見、帝已不復能語。肅曰、「不審陛下尙識臣不。」帝猶能執肅手流涕。肅歎欲登牀、帝遂殂於扶抱之中。晝夜號泣、哀感異類。載外欲明已不害、乃僞責諸臣、欲盡誅之。羣臣迸竄、唯肅獨曰、「備位故臣、願乞得殯殮、然後就戮。」載特聽許。事訖詣載曰、「國亂不能匡、君亡不能死。舉日莫非愧恥。將何顏以存。所以忍辱。正以山陵未畢故耳。微情已敘、甘就刑戮。」賊共義之曰、「此晉之忠臣、宜加甄賞。」載遂從議、故得全免。

⑪ 石眇殉節樂陵、見於懷紀・『晉書』卷五・孝懷帝紀・永嘉元（三〇七）年夏五月に「又殺前幽州刺史石眇於樂陵、入掠平原、山陽公劉秋遇害」とある。

⑫ 史臣不知爲石鑿之子・『西晉石眇墓誌』は、永嘉二（三〇八）年七月十九日に立碑され、中華民國八（一九一九）年に河南省洛陽市馬汝坡村で発見された。その碑陰に「侍中大尉昌安元公第二子也。（…中略…）永嘉元年、逆賊汲桑破鄴都之後、遂肆其凶暴東北。其年九月五日、奄見攻圍。眇親率呂族、臨危守節、義舊不回、衆寡不敵。七日、城陷、薨。年六十二。天子嗟悼、遣使者孔汰・邢霸護喪。二年七月十九日、附葬于皇考墓側神道之右。大子定・小子邁、致命所在」とある。また同時に発見された「西晉石定墓誌」（永嘉二年七月十九日立碑）には「永嘉元年、逆賊汲桑破鄴都之後、遂肆凶暴、鼓行東北。其年九月五日、攻圍侯。侯親率呂族、臨危奮討、衆寡不敵。七日、城陷、侯薨。定與弟邁致命左右。年廿八、才志不遂」とあり、石眇と息子の石定・石邁兄弟が共に亡くなったことを記す。

⑬ 下壺父子、一門忠孝・東晉に仕えた下壺は、蘇峻の亂の際に何度も反亂軍を迎撃したが、子の下眇・下盱とともに戦死した。亂が平定された後に侍中・驃騎將軍・開府儀同三司を追贈され、忠貞と諡された。『晉書』卷七十・下壺傳の末尾には「眇母裴氏撫二子尸哭曰、父爲忠臣、汝爲孝子、夫何恨乎。微士翟湯聞之歎曰、父死於君、子死於父、忠孝之道、萃于一門」とあり、一門の忠孝

が稱えられている。

⑩ 惠帝改元永平。不三月、又改元康。『晉書』卷四・孝惠帝本紀には「(永平元年・二九一)三月辛卯、誅太傅楊駿、駿弟衛將軍珣、太子太保濟、中護軍張劭、散騎常侍段廣、楊邁、左將軍劉預、河南尹李斌、中書令蔣俊、東夷校尉文淑、尚書武茂、皆夷三族。壬辰、大赦改元」とあり、楊駿らを誅殺した後、「大赦改元」したと記しながら、この後、本紀には改元に關する記述がなく、あたかも「永平」が九年まで續いたように記されている。しかし例えば、『晉書』卷四・孝惠帝本紀の「(永平七年秋七月)丁丑、司徒・京陵公王渾薨」という記事は、『晉書』卷四十二・王渾傳に「元康七(二九七)年薨、時年七十五、諡曰元」とある。これは、永平元年三月の「大赦改元」によつて「元康」に改元されたことを示唆する。『晉書』本紀以外の諸志、諸傳には「惠帝元康○○年」という記事が散見されることから、本紀が改元記事を書き漏らしたと推察される。この點に關しては、『廿二史考異』卷十八・晉書一・永平元年春正月乙酉朔において詳述されており、更に中華書局標點本の校勘においても「(永平元年)是年三月又改元「元康」、依例應作「元康元年」。此仍作「永平」、則三月改元後應出「元康」年號、使讀者明白自此以下至九年皆「元康之年」。紀文此處既用「永平」、下文又不出「元康」、似自此至九年皆屬「永平」矣。此爲史例之失」と指摘されている。

⑪ 安帝改元元興、是年復改隆安。『資治通鑑』卷一一二・晉紀三四・安皇帝・元興元年(四〇二)三月に「壬申、復隆安年號」とある。その翌年、桓玄は安帝を廢して「大亨」に改元し、更に翌年に自ら帝位に就くと「永始(建始)」に改元した。『晉書』卷九九・桓玄傳には「元興三年、玄之永始二年也」とある。しかし、永始二年三月に劉裕が桓玄を破つて安帝を復位させると、再び「元興」年號に戻した。例えば、『晉書』卷十九・禮上・吉禮には「安帝元興三年、劉裕討桓玄、走之」と記されている。(隆安)↓元興↓隆安↓大亨↓元興という改元の中で、「元興↓隆安↓大亨」は桓玄の專横によつて引き起こされたものであるため、『晉書』本紀には正式な改元として記録されなかつた可能性がある。

⑫ 御覽所引臧書・『太平御覽』卷一三八・梁皇后に「臧氏晉書曰、梁皇后、諱蘭璧、安定人也。祖鴻季、儀同三司。父芬、司徒。后初爲豫章王妃、懷帝卽位、爲皇后。永嘉中、沒胡賊」とある。

⑬ 太康三年地記・『宋書』州郡志などに引用される『晉太康三年地志』(『晉太康地記』・『晉太康地志』)を指す。逸文を拾い集めて、清の畢沅が『太康三年地記』(乾隆四九(二七八四)年刊)を編纂している。序文に「所校太康志、地道志二卷刊成」とあることか

ら、畢沅『太康三年地記』は『晉太康三年地志』及び王隱『晉書』地道志を校勘して刊行されたものと考えられる。

⑩ 自黃氏遵憲、撰爲國志・黃遵憲（一八四八—一九〇五）は清末の外交官。日本公使 何如璋の參贊として四年間、日本に滞在し、その際の知見や日本の友人達から収集した資料を基に、一八八七年に『日本國志』を完成させた。これによって、初めて中國に明治維新を経た日本の情況が系統的に伝えられ、戊戌變法に大きな影響を與えた。

⑪ 重罪族滅之說・『晉書』卷九七・四夷・東夷・倭人傳に「無爭訟、犯輕罪者沒其妻孥、重者族滅其家」とある。

⑫ 敦煌石室・流沙竹簡・遺文古籍類、皆魏晉之典章、瓜沙之地記・吳士鑑が『晉書斟注』を編纂した、十九世紀末〜二十世紀初めに中央アジアで発見された新出史資料を指す。一九〇〇年、王圓籙が敦煌莫高窟藏經洞において、所謂敦煌文獻を発見した。また、スウェーデンのスウェン・ヘーデン、ロシアのコズロフ、クレメンツ、オルデンブルグ、イギリスのオーレル・スタイン、フランスのポール・ペリオ、ドイツのル・コック、アルベルト・グリュンヴェーデル、日本の大谷探検隊などが中央アジア探検を行い、様々な史資料を母國へ持ち歸った。その内容は、中國語・チベット語・サンスクリット語や諸々の中央アジアの言語で記された經典・寫本・文書等で、中國唐代以前の史資料を多く含む。

⑬ 郭休碑陰・「郭休碑」は泰始六（二七〇）年に立碑され、清の道光十九（一八三九）年に山東省掖縣泊上村で発見された。とりわけ碑陰の状態は良好で、郭休のみならず多くの人名・官名が記されている。

⑭ 荀岳・鄭舒墓碣・「荀岳墓誌」は、元康五（二九五）年十月二十二日に立碑され、中華民國六（一九一七）年に河南省偃師縣汶莊郷で発見された。「鄭舒墓碣」は「大司農鄭舒夫人劉氏墓誌」（中華民國八（一九一九）年、河南省偃師縣西南扒頭村寨壕内で発見）を指すか。いずれも『晉書斟注』完成にほど近い時期に発見されている。

⑮ 録異之傳、冥祥之記、與劉氏世說・「録異傳」・王琰『冥祥記』は六朝時代の志怪小説集。劉義慶『世說新語』は漢末から東晉までの名士の逸話集。とりわけ『世說新語』は、斟注において頻繁に引用されている。

⑯ 屈子・五胡十六國時代、夏の赫連勃勃のこと。『魏書』卷九五・鐵弗劉虎傳に「屈子、本名勃勃、太宗改其名曰屈子。屈子者、卑下也」とあり、『魏書』では赫連勃勃を赫連屈子と記載している。

⑰ 道光季年、邑令踰懷遠、而西求其遺址・道光二十五（一八四五）年、地理学者でもある榆林知府の徐松の命を受けて、榆林府懷

遠縣（横山縣）の知縣であつた何丙助が統萬城遺址の調査に向かいその位置を特定し、調査報告書として『復榆林徐太守松查夏統萬城故址裏』を提出している。

①⑨ 白土之城地…五胡十六國時代に夏の赫連勃勃が本據地とした統萬城のこと。『晉書』卷一三〇・赫連勃勃載記には「叱于阿利領將作大匠、發嶺北夷夏十萬人、于朔方水北、黑水之南營起都城。勃勃自言、朕方統一天下、君臨萬邦、可以統萬爲名」とある。なお統萬城遺址は、現在の中國河北省張家口市白城子村にある。石灰を使用して建築されたため城壁は白っぽく、「白城子」とも呼ばれる。三崎良章『五胡十六國』（新訂版、東方書店、二〇一二年、一七—一八頁）参照。

①⑩ 癸辛・夏の桀王（履癸）と殷の紂王（帝辛）のこと。「夏癸殷辛」は暴君の例えとして知られる。

①⑪ 仁而不殺、觀其治典、未爲凶暴…『洛陽伽藍記』の記載は以下の通り。

『洛陽伽藍記』卷二、城東、建陽里、靈應寺
 時有隱士趙逸云、「是晉武時人、晉朝舊事、多所記錄。」（…中略…）又云、「自永嘉以來、二百餘年、建國稱王者十有六君、皆遊其都邑、其事。國滅之後、觀其史書、皆非實錄。莫不推過於人、引善自向。苻生雖好勇嗜酒、亦仁而不煞。觀其治典、未爲凶暴、及詳其史、天下之惡皆歸焉。苻堅自是賢主、賊君取位、妄書生惡。凡諸史官、皆是類也。人皆貴遠賤近、以爲信然。當今之人、亦生愚死智、惑已甚矣。」

①⑫ 王睢陵之孝水…王祥（睢陵公）が繼母朱氏が生きた魚を食べたがった時、ちょうど寒くて川が凍っていたが衣服を脱いで水を割って魚を手に入れようとした。すると水が自然に溶けて二匹の鯉が跳ね出てきたのでそれを持ち歸つた。孝水とはこの川のことをいう。

『晉書』卷三三、王祥傳

王祥字休徵、琅邪臨沂人、漢諫議大夫吉之後也。（…中略…）母常欲生魚時、天寒冰凍、祥解衣將剖冰求之。冰忽自解、雙鯉躍出、持之而歸。

①⑬ 樂史・王象之、均陷此失、魏王泰・李吉甫、無是也…具體的には、樂史『太平寰宇記』（北宋・十世紀後半、二〇〇卷・目錄二卷）・王象之『輿地紀勝』（南宋・寶慶三（一二二七）年、二〇〇卷）・李泰『括地志』（唐・貞觀十六（六四二）年、五五〇卷・序

略五卷）・李吉甫『元和郡縣圖志』（唐・元和八（八一三）年、四十卷・目錄二卷）の記述内容を指す。本文に言う『晉書』王祥傳の孝水の位置に對して、吳士鑑は以下のように諸々の地理書における記述の重複や誤りを指摘している。

『晉書附注』卷三三、王祥、附注三

（：前略：）寰宇記九十二曰、「孝感瀆去常州八十五里。王祥臨沂人、事後母寓居武進尙義。鄉母疾思魚。祥解衣將割冰求之、忽雙鯉躍出、卽之瀆也。」又二百二十五曰、「王祥池在望江縣西南二十里、卽臥冰取魚處也。」讀史方輿紀要四十八曰、「孝水在河南府西二十里、出谷口山本名谷水。王祥臥冰于此因改爲孝水。」案、下文有避地廬江語、去武進尙遠恐寓居之說、不足深信。卽河南之孝水、亦出附會地志。譌謬往往如是。望江與廬江稍近、然本傳避兵廬江尙在此事之後、恐亦出依託。輿地紀勝亦以爲在撫州、尤不足信。

⑫④ 乙部…史部のこと。『大唐六典』卷十・秘書省に「乙部爲史、其類一十有三」とある。

⑫⑤ 唐人諍友…諍友は互いに諫め合える友人を言う。唐修『晉書』の撰者である房玄齡等をこのように表現したと考えられる。

⑫⑥ 彭文勤尙書與劉金門侍郎合注五代史記…彭元瑞・劉鳳誥『五代史記註』（道光八（一八二八）年刊、七四卷）を指す。

附記

本稿は、平成二十九年八月八日に實施した管書輪讀會夏合宿（於…高野山櫻池院）において會讀したものを赤羽・猪俣が譯註稿にまとめたものです。當日の参加者―赤羽奈津子・磯部淳史・猪俣貴幸・岩田森・織田めぐみ・川口長・川見健人・田川陽平・六反田健生（敬稱略五十音順）―から多くのご指摘を頂戴しました。ここに識して謝意を表します。

赤羽奈津子（龍谷大學非常勤講師）

猪俣貴幸（本學東洋史學專修博士課程後期課程）